

水戸市

第2期子ども・子育て支援事業計画

— みと・すくすくプラン —

【令和2年度～令和6年度】

**安心して子どもを産み育てられるまち・水戸
～ すべての子どもたちが輝く未来のために ～**

水戸市

あいさつ



全国的な少子化や核家族化の進行等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しております。また、少子化は労働力人口の減少や消費需要の縮小による経済成長の鈍化につながるなど、多くの影響が懸念されています。

本市においては、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度の5年間を計画期間とする、「水戸市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づき、保育所待機児童の解消に向けて、民間保育所や小規模保育施設の開設等により利用定員を大幅に拡大するとともに、放課後児童対策においては、開放学級や学童クラブの学級数を増やししながら、段階的に受け入れ対象学年の拡大等を進めてきました。また、母子保健や地域子ども・子育て支援事業におけるサービスを提供するなど、子どもと子育てを取り巻く環境の充実に取り組んでまいりました。

本年4月、県内初の中核市として、新たな一歩を踏み出した本市としては、市民サービスの向上を図りながら、あらゆる分野で市民の皆様が安心を感じられる、住みやすいまちの実現を目指しております。

特に子育て支援については、非常に重要な施策の一つであると強く認識し、優先的かつ集中的に取り組むこととしております。

このたび、「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、これまで実施してきた支援策を拡充するとともに、児童虐待や子どもの貧困などの新たな社会的課題に対応した施策を講じながら、社会全体で子どもと子育てを支援するものです。誰もが安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもたちの未来が光り輝くものとなるよう、本計画の着実な実施を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を賜りました水戸市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました関係団体や市民の皆様から心から感謝を申し上げます。

令和2年7月

水戸市長 高橋 靖

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の名称.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
第1節 統計で見る本市の状況.....	4
第2節 市民ニーズ調査から見る子育て環境の状況	15
第3節 水戸市の課題.....	24
第3章 計画の基本的方向	26
第1節 目指す姿.....	26
第2節 基本方針.....	26
第3節 施策の体系.....	27
第4章 施策の展開	28
基本方針Ⅰ 幼児教育・保育環境の充実.....	28
基本方針Ⅱ 総合的な放課後児童対策の推進.....	32
基本方針Ⅲ 地域における子育て支援の充実.....	35
基本方針Ⅳ 健やかな妊娠・出産・育児への支援.....	39
基本方針Ⅴ 社会全体で子どもを支える環境づくり	44
第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	53
第1節 「子ども・子育て支援新制度」の概要について.....	53
第2節 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	56
第3節 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	58
第6章 推進体制と進行管理	69
第1節 計画の推進体制	69
第2節 進行管理.....	69
資料編	70

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、家庭を取り巻く環境が変化する中、国においては、子育てを社会全体で支援し、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法（以下「法」という。）を制定し、2015（平成27）年度を初年度とする子ども・子育て支援新制度を創設しました。

これを受け、茨城県においては、結婚、出産から子どもの成長に合わせ、総合的に家庭を支援できるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と法第62条第1項に基づく子ども・子育て支援事業支援計画を、「大好きいばらき次世代育成プラン」として一体的に策定し、各施策を推進しております。

本市においては、未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、法第61条第1項の規定に基づき、2015（平成27）年に「水戸市子ども・子育て支援事業計画ーみと・すくすくプランー」を策定し、保育所待機児童対策をはじめ、開放学級、学童クラブの充実や産前産後支援センター「すまいるママみと」の開設など、子どもと子育てを取り巻く環境の充実に取り組んでいます。

この間、国においては、幼児教育・保育の無償化や総合的な放課後児童対策、母子保健の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策など、新たな課題に対する政策を示しています。

本市においても、社会情勢の変化や市民のニーズにきめ細かに対応するとともに、安心して子どもを生み、育てることができるまちを目指し、国の制度及び「水戸市第6次総合計画ーみと魁プランー」や関連計画との整合を図るほか、SDGs※の理念を踏まえながら、「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

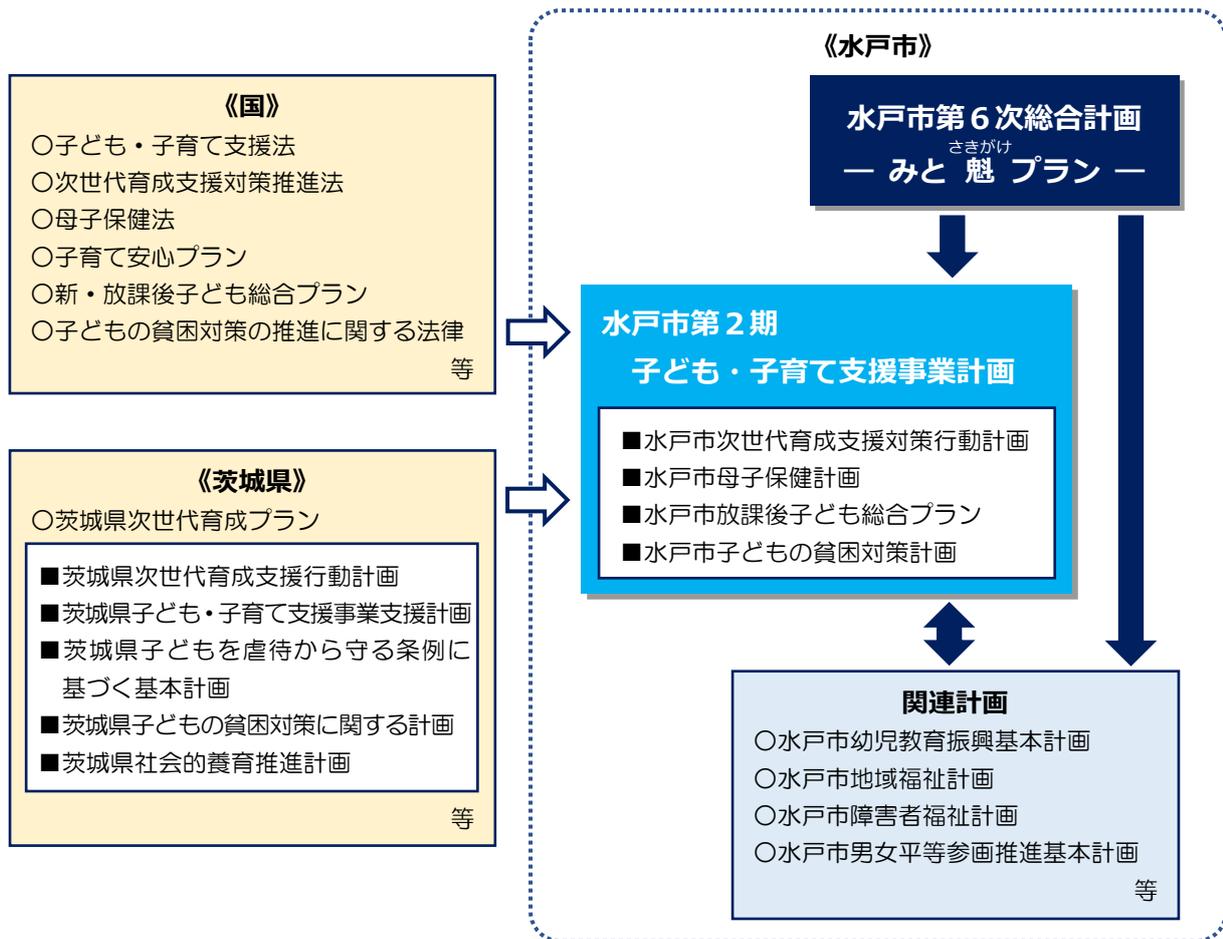
※ SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に規定する市町村事業計画として位置付けるとともに、本市の子ども・子育て支援施策を一体的に推進するため、「次世代育成支援対策行動計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」及び「子どもの貧困対策計画」を内包するものとします。

策定に当たっては、上位計画である「水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—」や関連する個別計画との整合を図ることとします。



【図1 計画の位置付け】

第3節 計画の名称

本市の未来をリードする子どもたちが、心身ともに健やかに育まれるとともに、安心して子どもを産み育てられるまちを実現するため、本計画の名称を、次のとおりとします。

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画

みと・すくすくプラン

第4節 計画の期間

計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。
ただし、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には内容の見直しを行います。

2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
水戸市第1期 子ども・子育て支援事業計画					水戸市第2期 子ども・子育て支援事業計画				
		中間年 見直し					中間年 見直し		

【図2 計画の期間】

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 統計で見る本市の状況

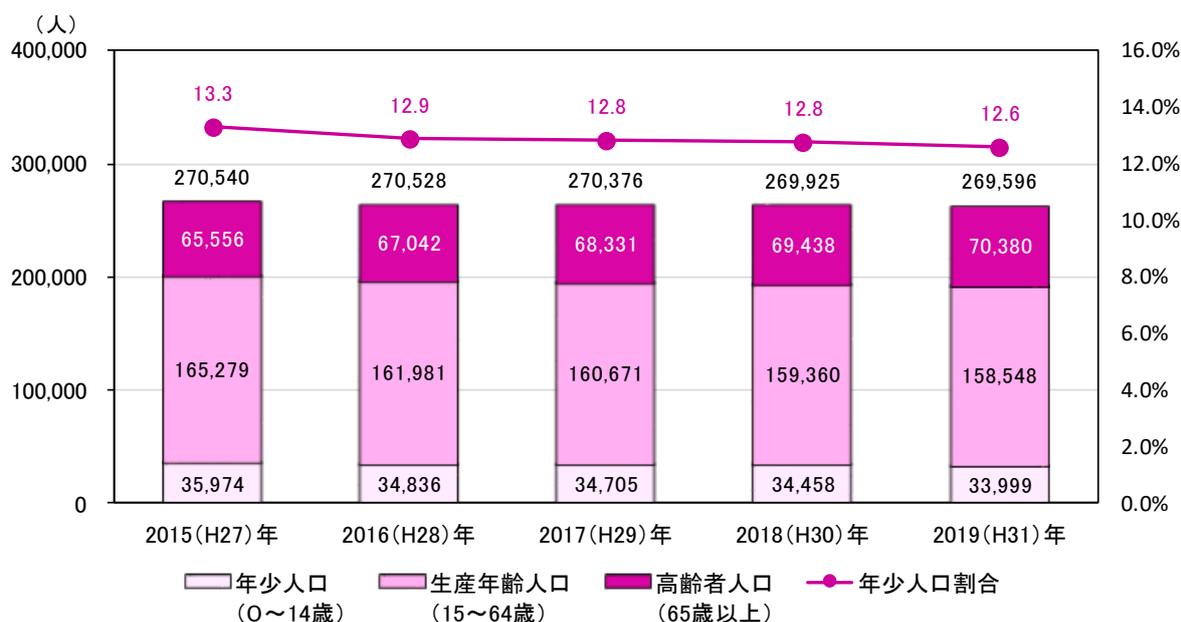
1. 人口の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、2019（平成31）年で269,596人と、2015（平成27）年の270,540人に対し、944人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）はともに減少傾向となっています。

年齢3区分別の2015（平成27）年から2019（平成31）年までの増減数の平均をみると、年少人口が約500人の減少、生産年齢人口が約1,700人の減少で、高齢者人口が約1,200人の増加となっており、少子高齢化が進行しています。



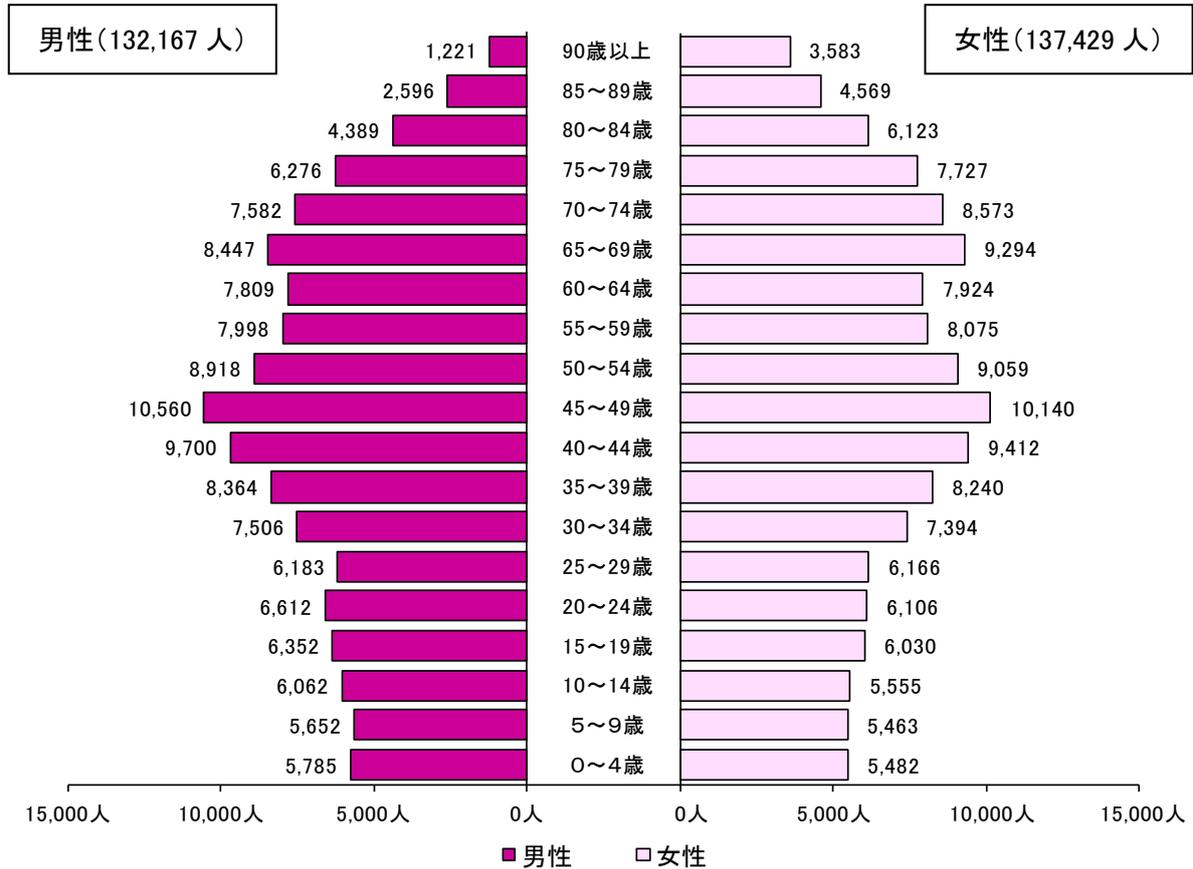
各年4月1日現在（資料：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）

※総人口は、年齢不詳を含む

【図3 総人口と年齢3区分別人口の推移及び年少人口割合の推移】

(2) 人口構成

本市の5歳階級別の人口構成は、高齢者人口のうち65歳～74歳の占める割合と、その子ども世代である40歳代の占める割合が高くなっています。人口構成の形が、いわゆる「つぼ型」となっていることから、今後も、少子高齢化が進むことが予測されます。



2019（平成31）年4月1日現在（資料：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）

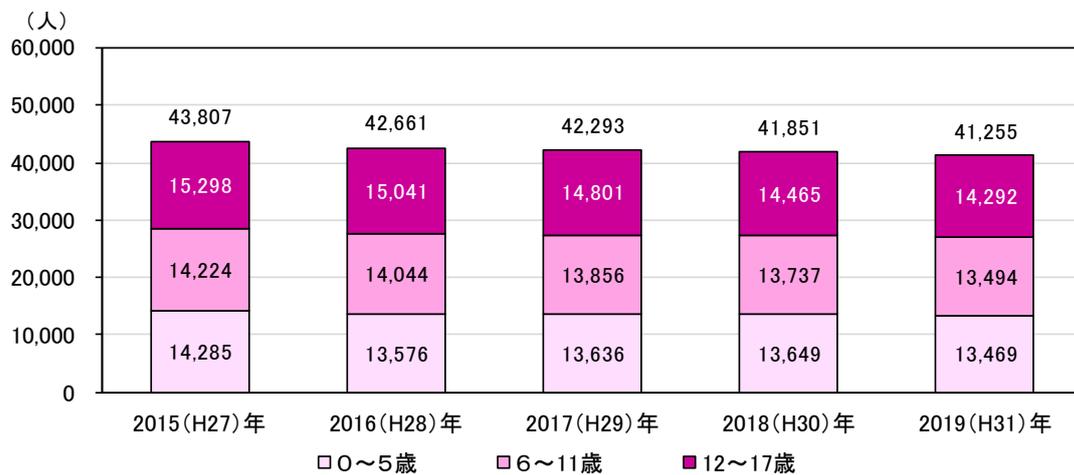
※男性、女性の合計は、年齢不詳を含む

【図4 2019（平成31）年4月1日現在の人口構成】

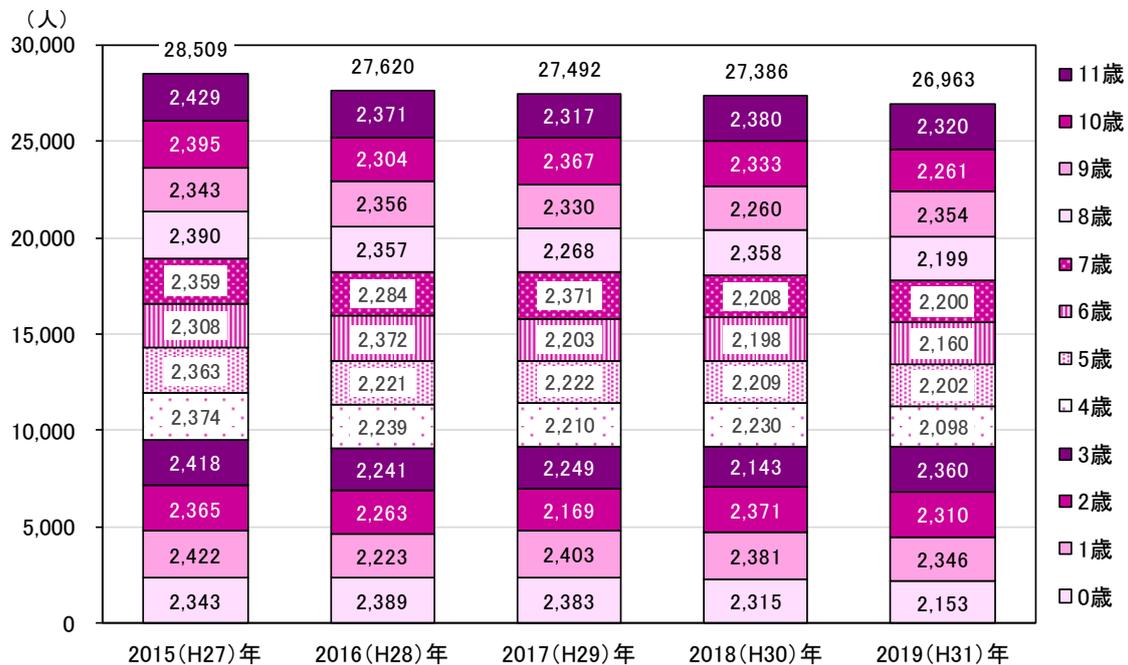
(3) 児童人口の推移

本市の児童人口は、2019（平成 31）年で 41,255 人と、2015（平成 27）年の 43,807 人に対し、2,552 人の減少となっています。

また、本計画の主な対象者である 11 歳以下の児童人口（乳幼児及び小学校児童）についても減少しており、2019（平成 31）年には 26,963 人となっています。



【図 5 児童人口の推移】



各年 4 月 1 日現在（資料：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）

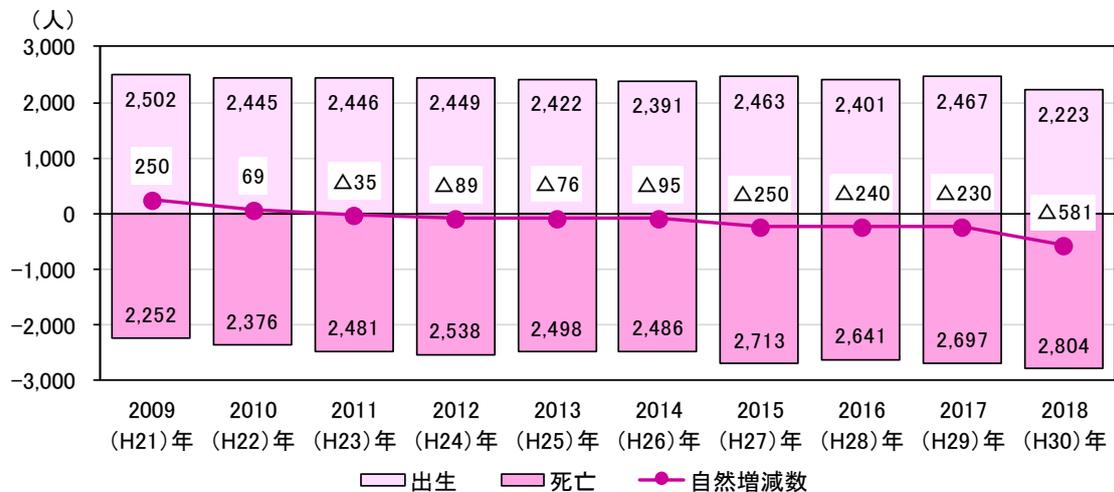
【図 6 11 歳以下の児童人口の推移】

2. 人口動態の状況

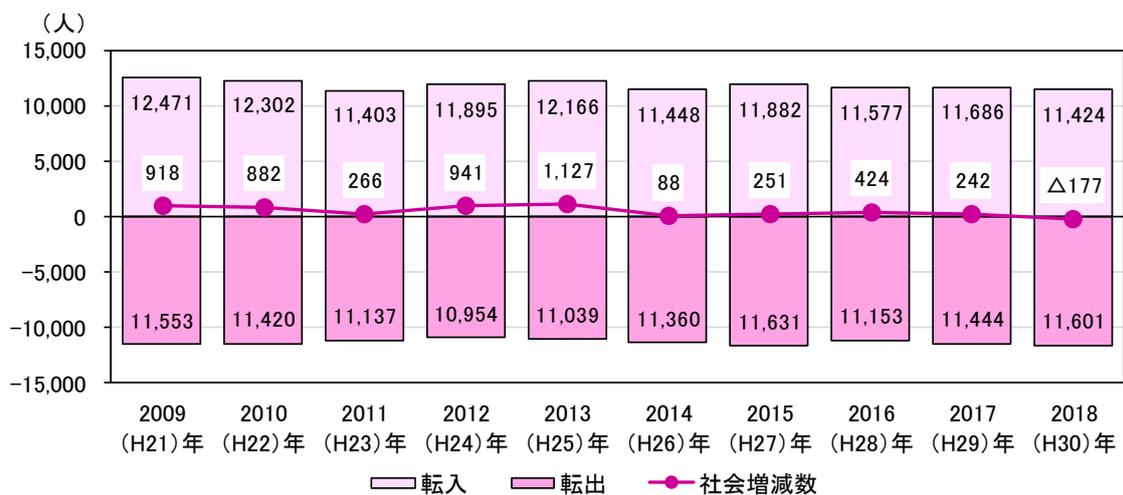
(1) 自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、2011（平成 23）年からマイナスに転じ、2018（平成 30）年は 581 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、2017（平成 29）年までプラスで推移していたものの、2018（平成 30）年にはマイナスに転じ、177 人のマイナスとなっています。



【図 7 自然動態の推移】



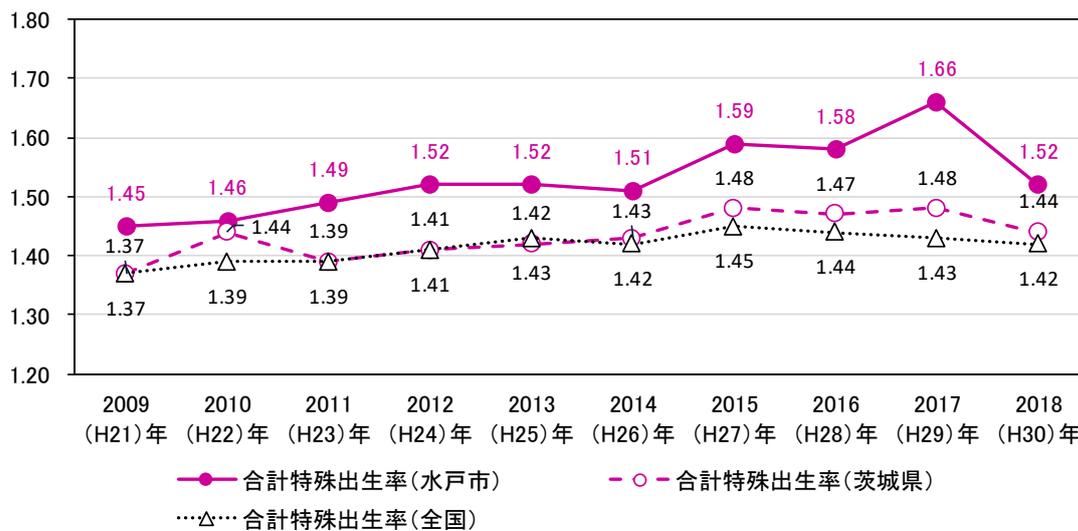
資料：水戸市情報政策課「統計年報」

【図 8 社会動態の推移】

3. 出生の状況

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数)は、2018(平成30)年では本市が1.52、茨城県が1.44、全国が1.42と、本市が茨城県と全国を上回る数値となっています。本市の過去10年間の合計特殊出生率は、茨城県と全国を上回る数値で推移しています。

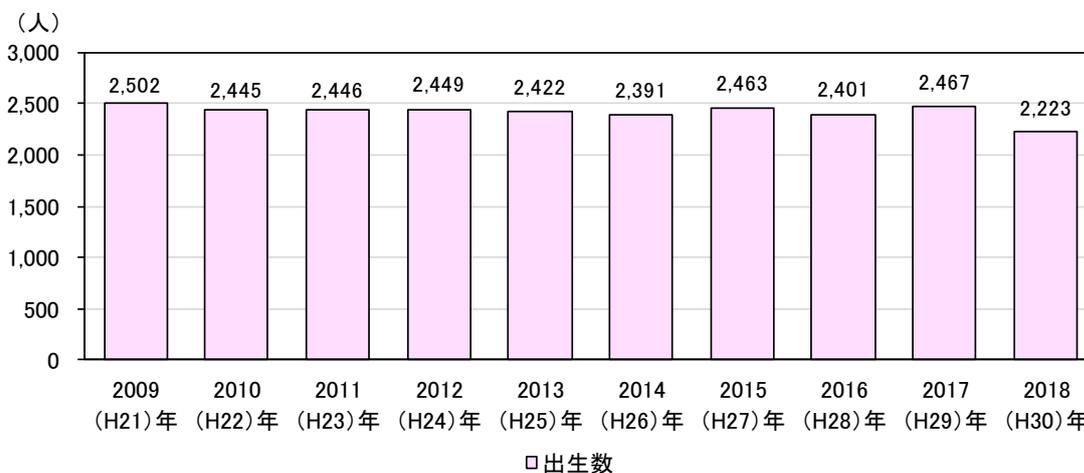


資料：厚生労働省「人口動態調査」、茨城県厚生総務課「茨城県保健医療指標」、水戸市情報政策課

【図9 合計特殊出生率】

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、2009(平成21)年から2017(平成29)年まで、横ばいで推移していましたが、2018(平成30)年には2,223人となりました。



資料：水戸市情報政策課「統計年報」

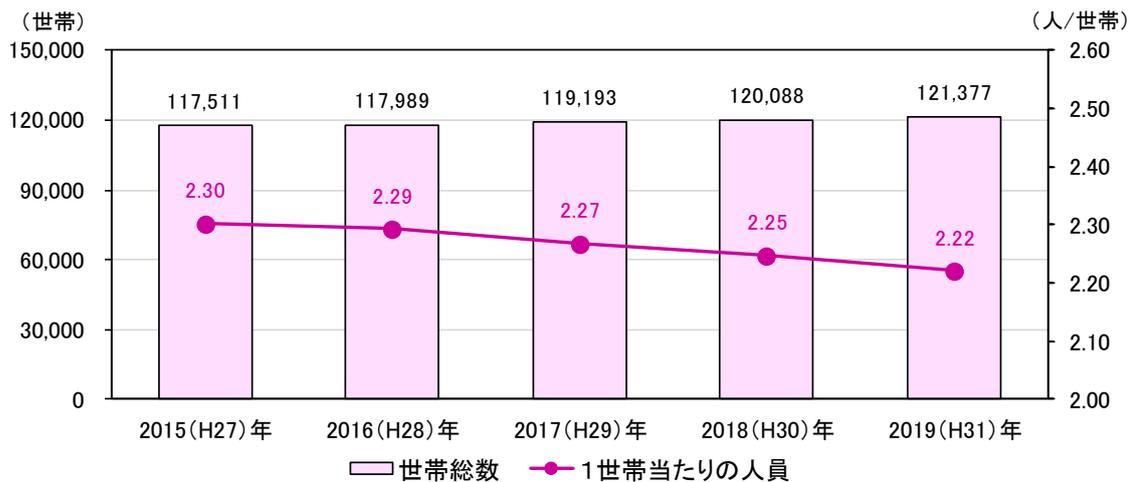
【図10 出生数の推移】

4. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、2019（平成31）年で121,377世帯と、2015（平成27）年の117,511世帯に対し、3,866世帯の増加となっています。

1世帯当たりの人員は、減少傾向で推移し、2019（平成31）年で2.22人/世帯となっています。



各年4月1日現在（資料：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）

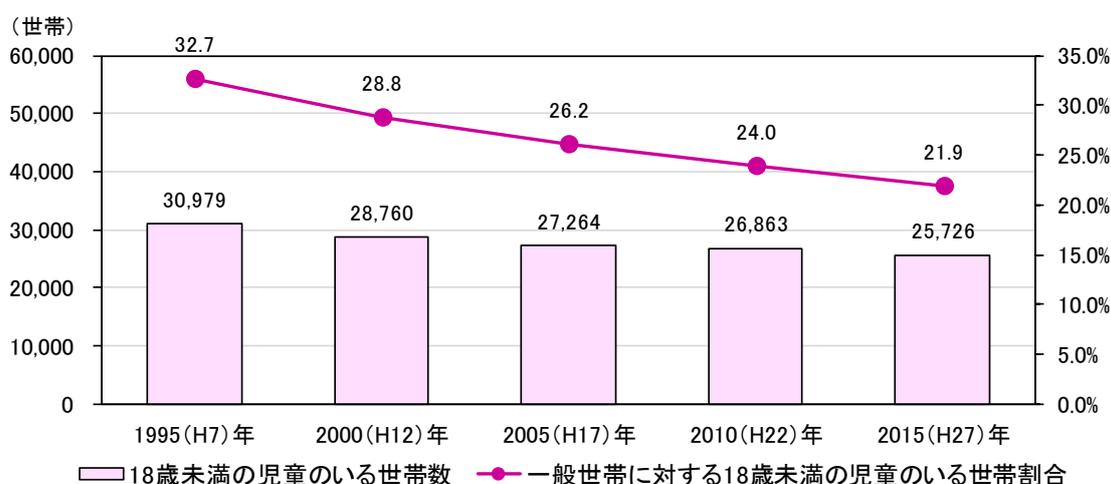
【図11 世帯数の推移及び1世帯当たりの人員の推移】

(2) 18歳未満の児童のいる世帯の推移

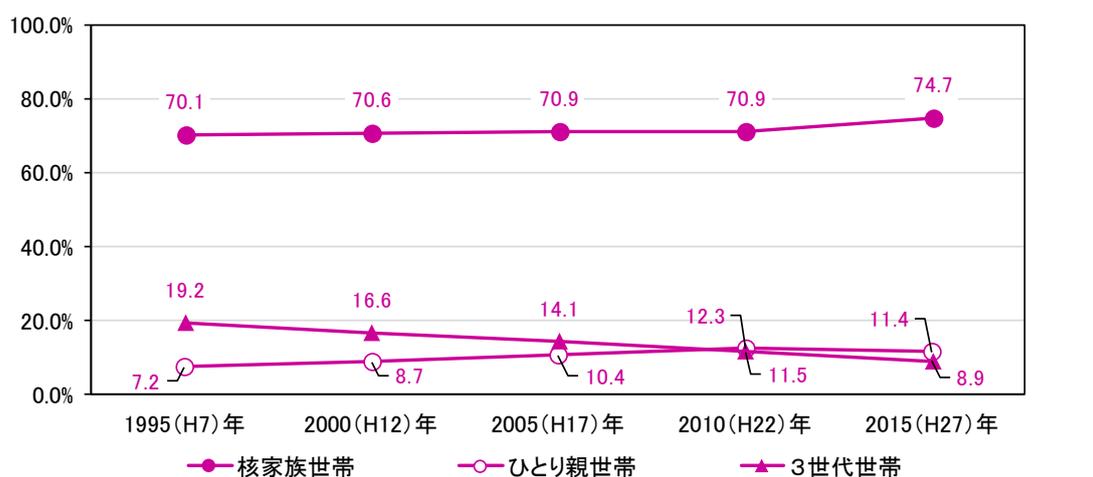
18歳未満の児童のいる世帯数は、減少しており、2015（平成27）年には25,726世帯となっています。

また、一般世帯に対する18歳未満の児童のいる世帯割合は、1995（平成7）年の32.7%から2015（平成27）年の21.9%と大きく減少しています。

18歳未満の児童がいる世帯の世帯構成をみると、核家族世帯の割合が高く、2015（平成27）年で74.7%となっています。一方で、ひとり親世帯の割合は増加傾向であるのに対し、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、2015（平成27）年のひとり親世帯が11.4%、3世代世帯が8.9%となっています。



【図12 18歳未満の児童のいる世帯数と一般世帯数に対する割合】



資料：総務省統計局「国勢調査」

※核家族世帯は、「夫婦と子どもから成る世帯」、ひとり親世帯は、「父親もしくは母親と子どもから成る世帯」となります。

※世帯構成には、「非親族を含む世帯」や「単独世帯」など、上記の世帯構成に含まれていない18歳未満の児童のいる世帯があるため、合計は100%になりません。

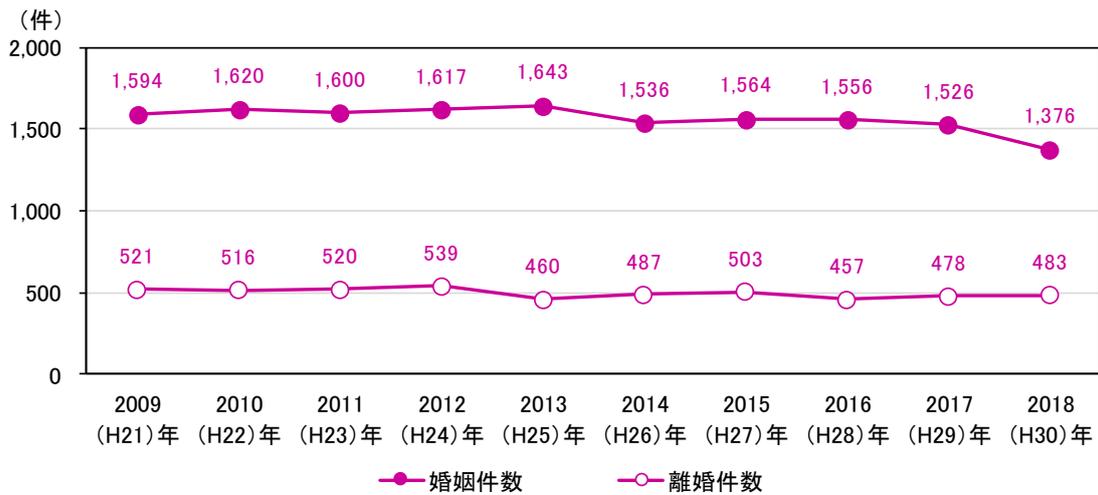
【図13 18歳未満の児童のいる世帯の世帯構成】

5. 婚姻の状況

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、2009（平成21）年から2017（平成29）年まで1,500件を上回り推移していましたが、2018（平成30）年には1,376件となりました。

離婚件数については、2018（平成30）年で483件となっており、横ばいで推移しています。



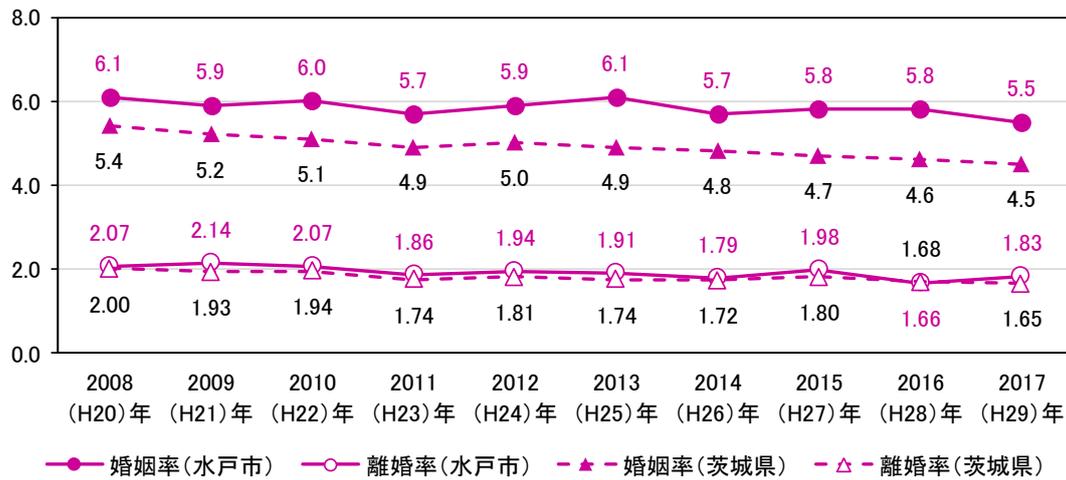
資料：水戸市情報政策課「統計年報」

【図14 婚姻件数・離婚件数の推移】

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率（人口千対）は、茨城県を上回る数値で推移し、2017（平成 29）年は 5.5 となっています。

本市の離婚率（人口千対）は、茨城県とほぼ同様の数値で推移し、2017（平成 29）年は 1.83 となっています。

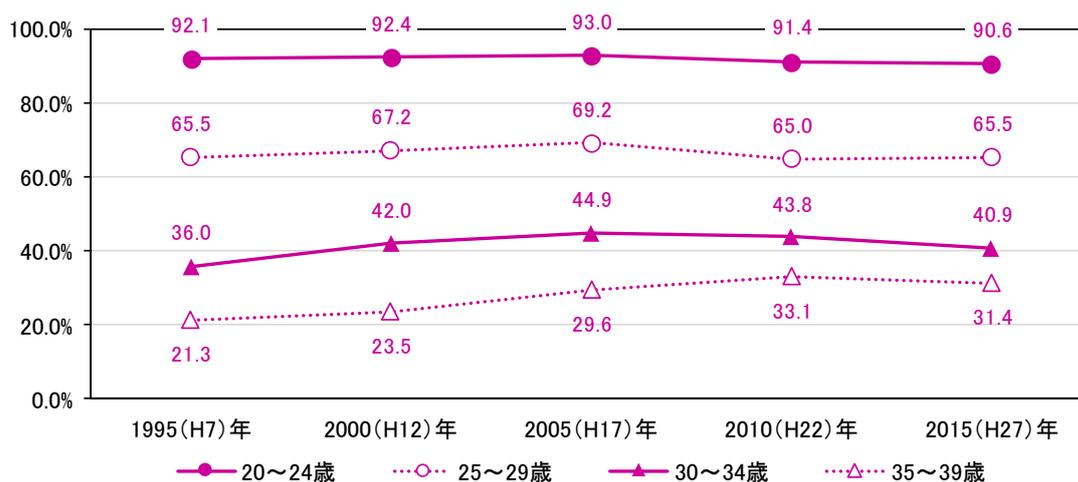


資料：茨城県厚生総務課「茨城県人口動態統計」

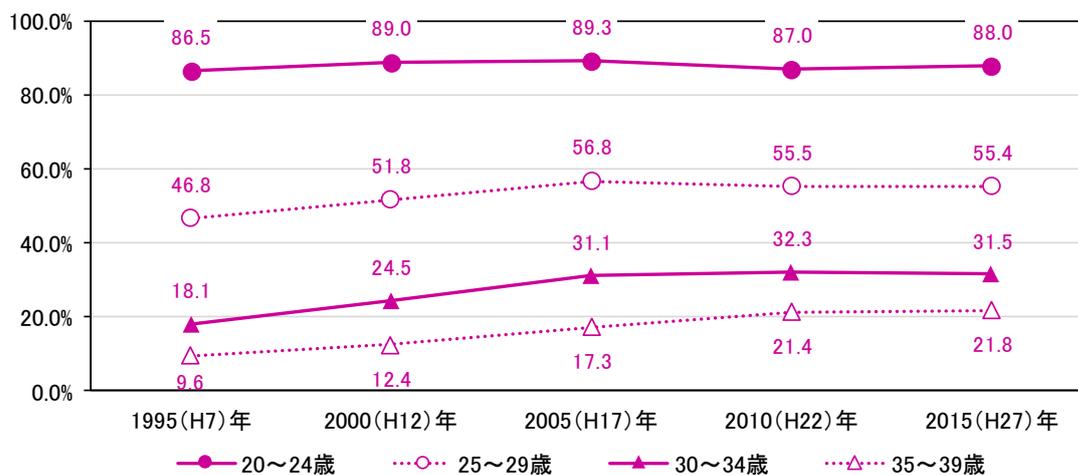
【図 15 人口千対の婚姻率・離婚率の推移】

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率は、1995（平成7）年と2005（平成17）年を比べてみると、男女ともに全ての年齢階級で増加しています。2005（平成17）年と2015（平成27）年を比べてみると、20～24歳、25～29歳、30～34歳ではほぼ横ばい、または減少の傾向が見られますが、35～39歳では増加しております。



【図16 5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



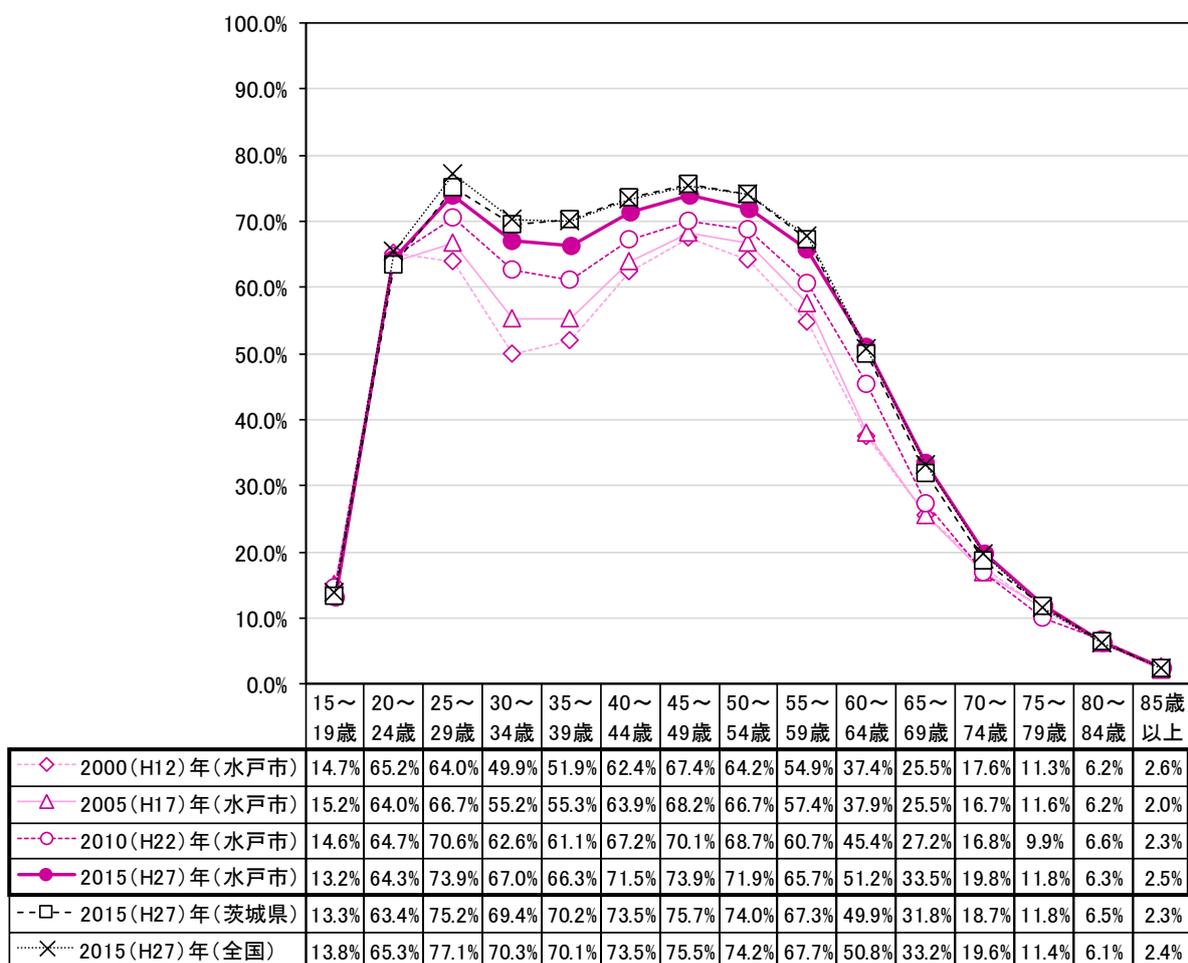
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図17 5歳階級別の未婚率の推移（女性）】

6. 女性就業率の状況

(1) 女性就業率の推移

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」となっています。2000（平成12）年以降、M字カーブの底は上昇の傾向が見られるものの、依然として30～39歳では就業率が低い状況となっています。2015（平成27）年の女性就業率は、25～59歳で茨城県と全国を下回る数値となっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図18 女性就業率の推移】

第2節 市民ニーズ調査から見る子育て環境の状況

1. 市民ニーズ調査の概要

- ◎調査対象者：就学前児童の保護者，小学生の保護者，一般市民
- ◎調査方法：郵送による配布，回収（郵送調査）
- ◎調査期間：2018（平成30）年12月25日～2019（平成31）年1月21日
- ◎回収結果

対象者	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	2,000件	784件	39.2%
②小学生の保護者	2,000件	843件	42.2%
③一般市民	1,000件	288件	28.8%

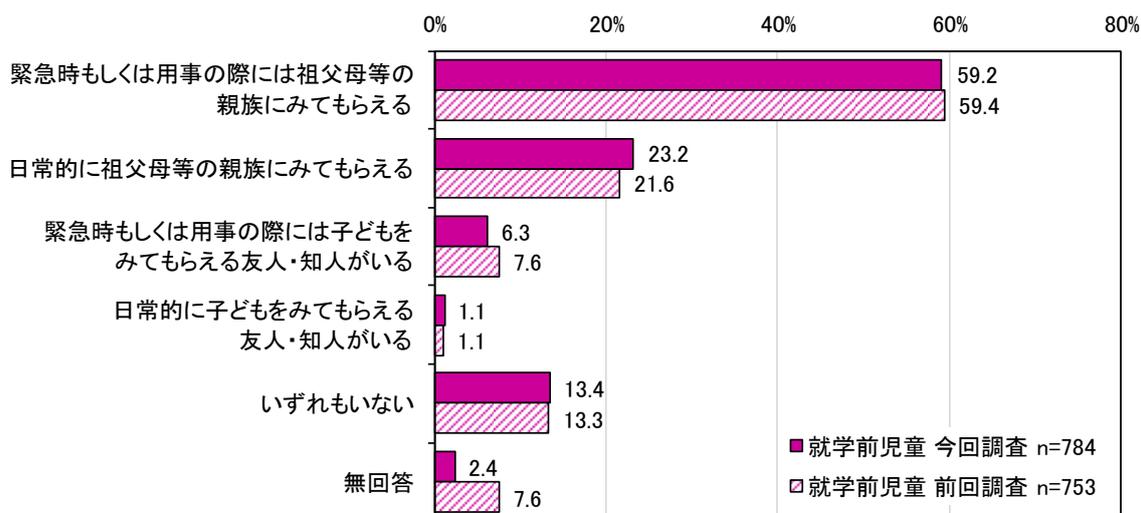
※ 第1期計画策定の際に、同様の調査を実施しています。（2014（平成26）年1月）

2. 就学前児童の保護者調査から

（1）子どもをみてもらえる親族・知人の有無

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.2%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が23.2%、「いずれもない」が13.4%となっています。

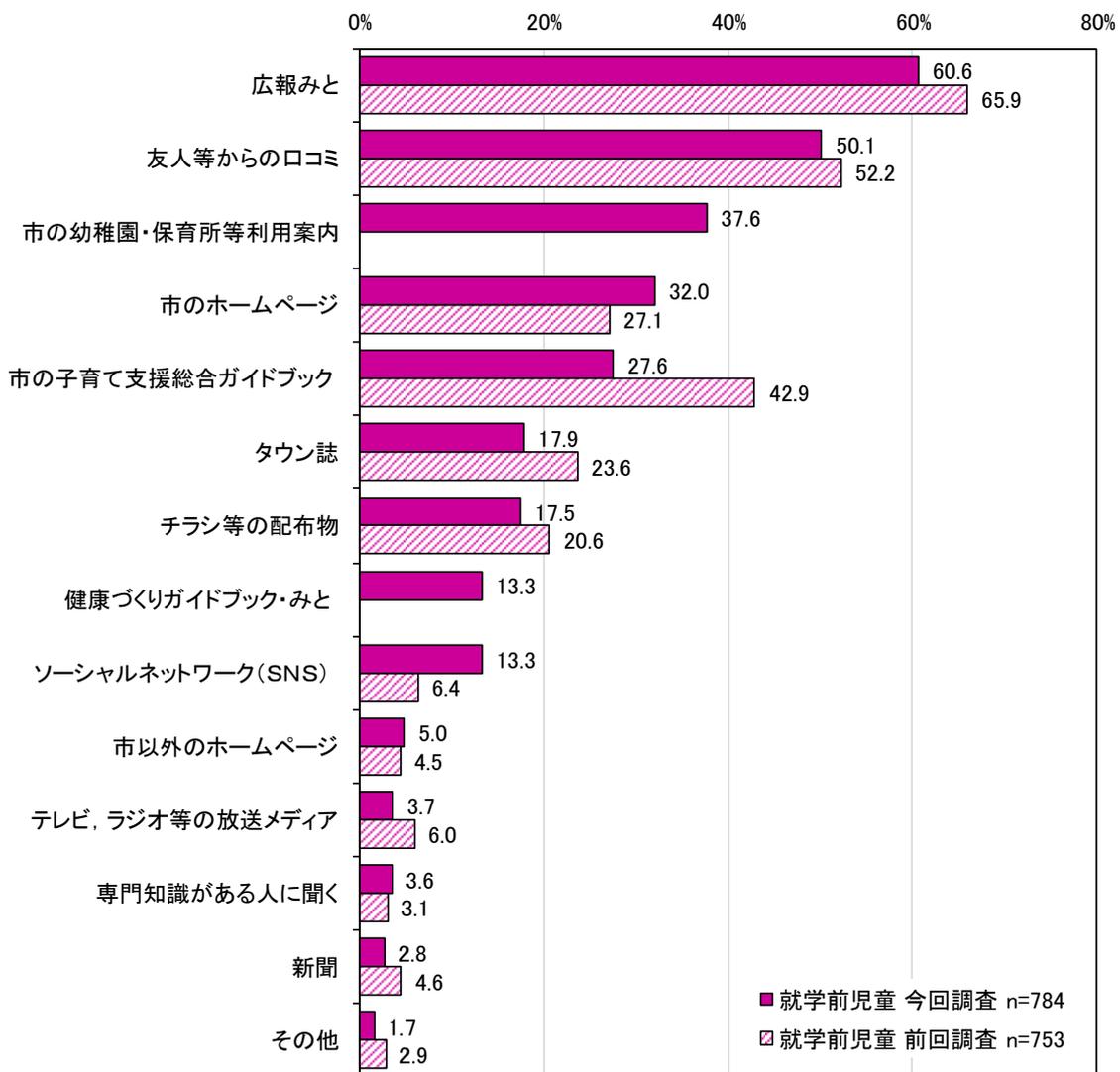
前回調査の結果と比べてみると、大きな差はみられませんでした。



(2) 水戸市の子育てに関する情報の収集方法

水戸市の子育てに関する情報の収集方法については、「広報みと」が60.6%で最も高く、次いで「友人等からの口コミ」が50.1%、「市の幼稚園・保育所等利用案内」が37.6%となっています。

前回調査の結果と比べて、「広報みと」が5.3ポイント、「市の子育て支援総合ガイドブック」が15.3ポイント減少しています。また、「ソーシャルネットワーク(SNS)」では6.9ポイント増加しています。

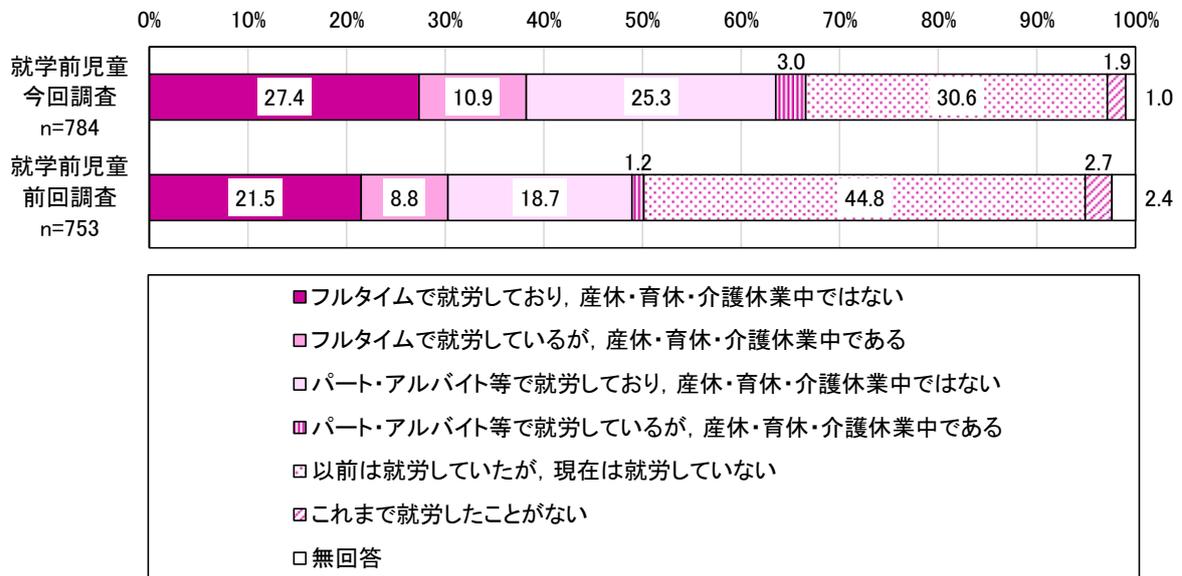


※今回調査より、「市の幼稚園・保育所等利用案内」、「健康づくりガイドブック・みと」の選択肢を追加

※「市の子育て支援総合ガイドブック」は、前回調査では「市の子育て支援ガイドブック」

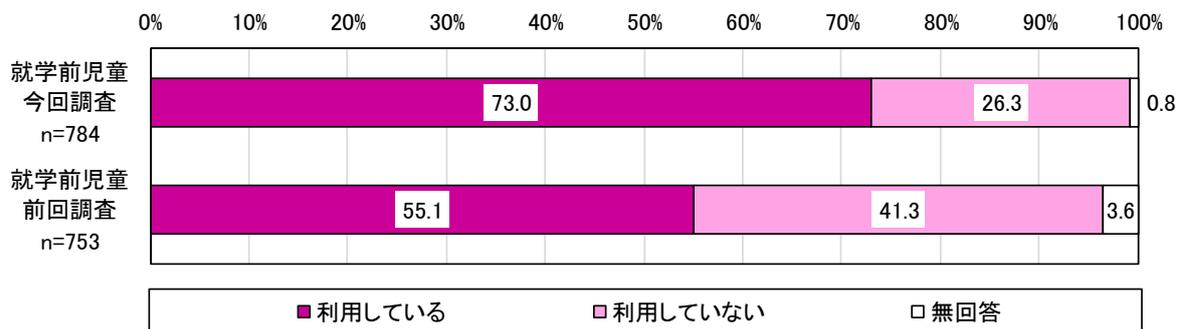
(3) 母親の就労状況

母親の就労状況については、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合は66.6%と、前回調査の結果と比べて16.4ポイント増加しています。



(4) 定期的な教育・保育事業の利用の有無

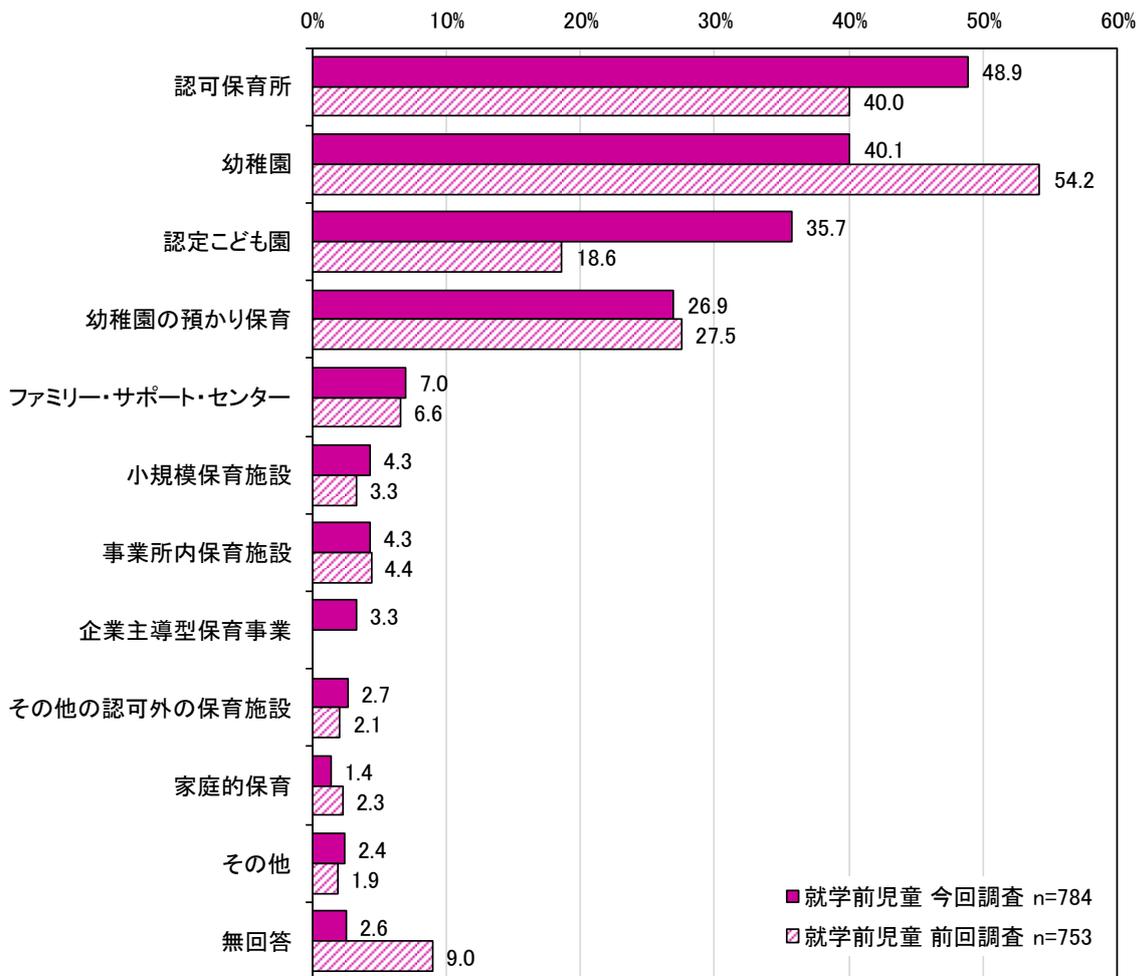
定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が73.0%と、前回調査の結果と比べて17.9ポイント増加しています。



(5) 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望については、「認可保育所」が48.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が40.1%、「認定こども園」が35.7%となっています。

前回調査の結果と比べて、「認可保育所」が8.9ポイント、「認定こども園」が17.1ポイント増加し、「幼稚園」は14.1ポイント減少しています。



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

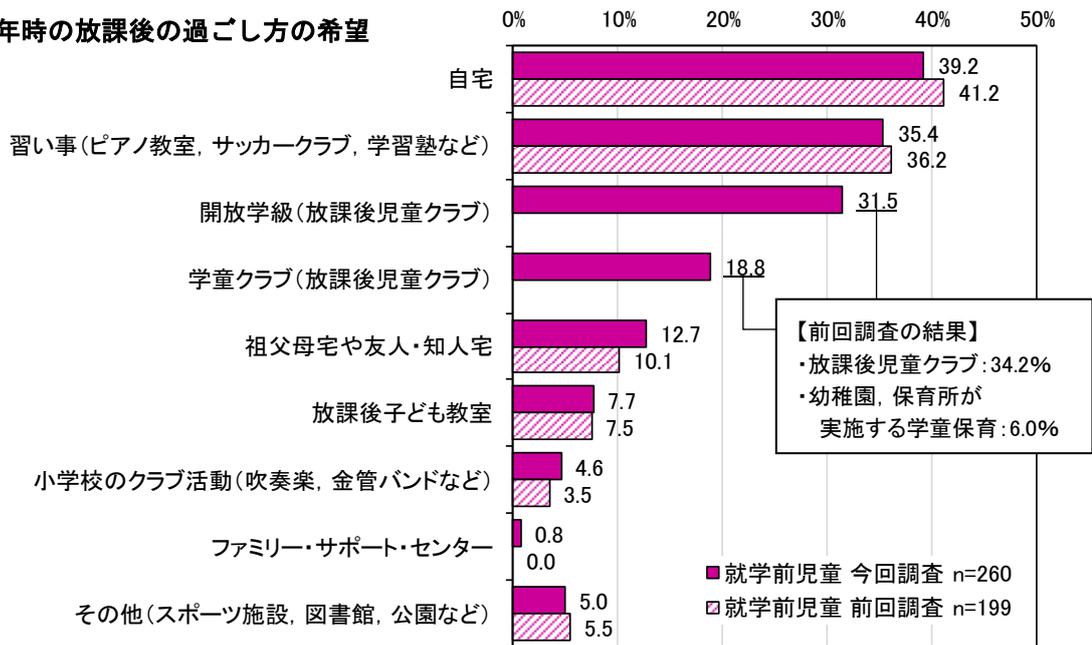
低学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が39.2%で最も高く、次いで「習い事」が35.4%、「開放学級」が31.5%となっています。

前回調査の結果と比べてみると、大きな差はみられません。

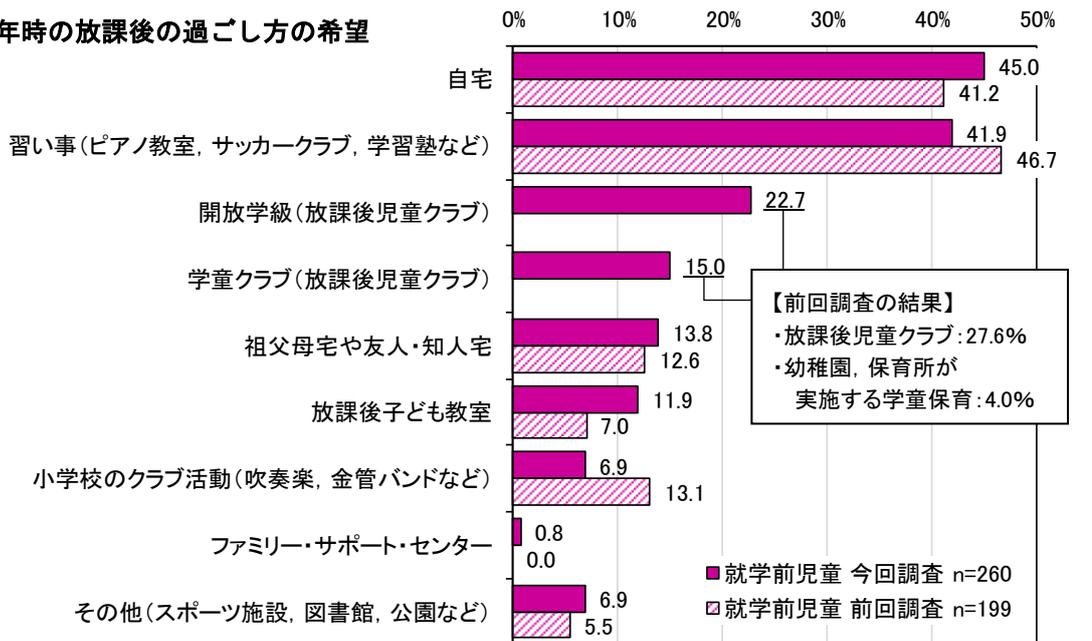
高学年時については、「自宅」が45.0%で最も高く、次いで「習い事」が41.9%、「開放学級」が22.7%となっています。

前回調査の結果と比べて、「放課後子ども教室」が4.9ポイント増加し、「小学校のクラブ活動」が6.2ポイント減少しています。

●低学年時の放課後の過ごし方の希望



●高学年時の放課後の過ごし方の希望



※前回調査では、「放課後児童クラブ」、「幼稚園, 保育所が実施する学童保育」としていた選択肢を、今回調査では、「開放学級(放課後児童クラブ)」、「学童クラブ(放課後児童クラブ)」の選択肢へ変更

3. 小学生の保護者調査から

(1) 放課後の過ごし方の希望

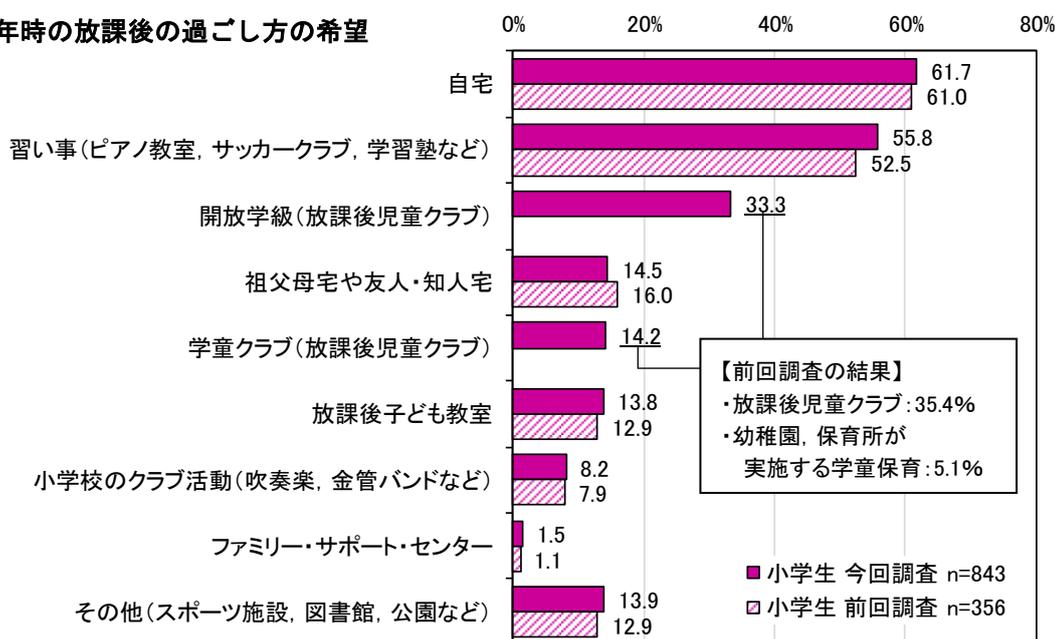
低学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が61.7%で最も高く、次いで「習い事」が55.8%、「開放学級」が33.3%となっています。

前回調査の結果と比べてみると、大きな差はみられません。

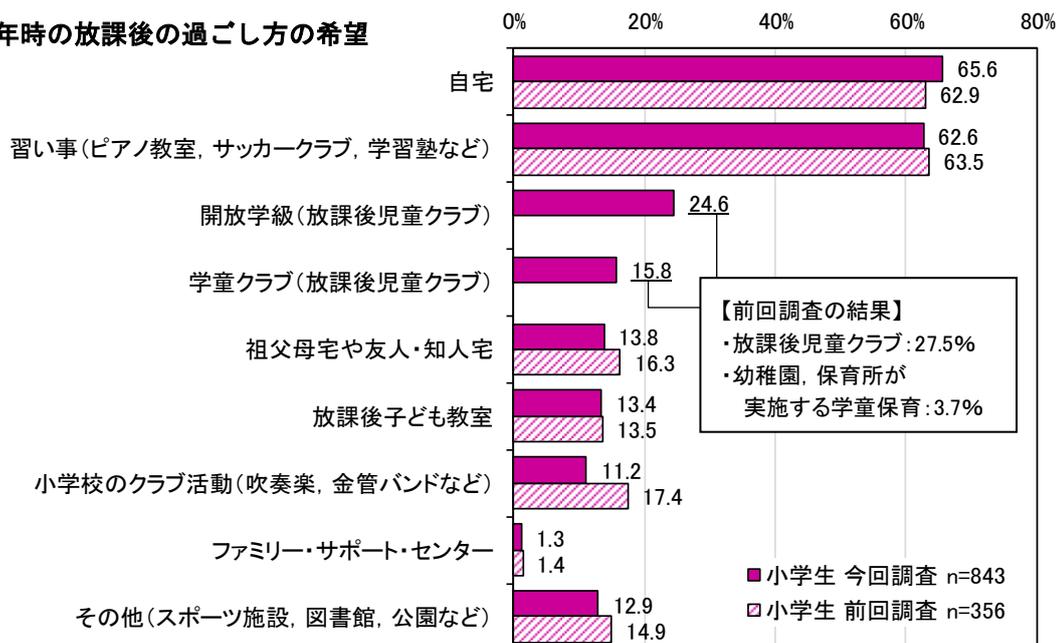
高学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が65.6%で最も高く、次いで「習い事」が62.6%、「開放学級」が24.6%となっています。

前回調査の結果と比べて、「小学校のクラブ活動」が6.2ポイント減少しています。

●低学年時の放課後の過ごし方の希望



●高学年時の放課後の過ごし方の希望

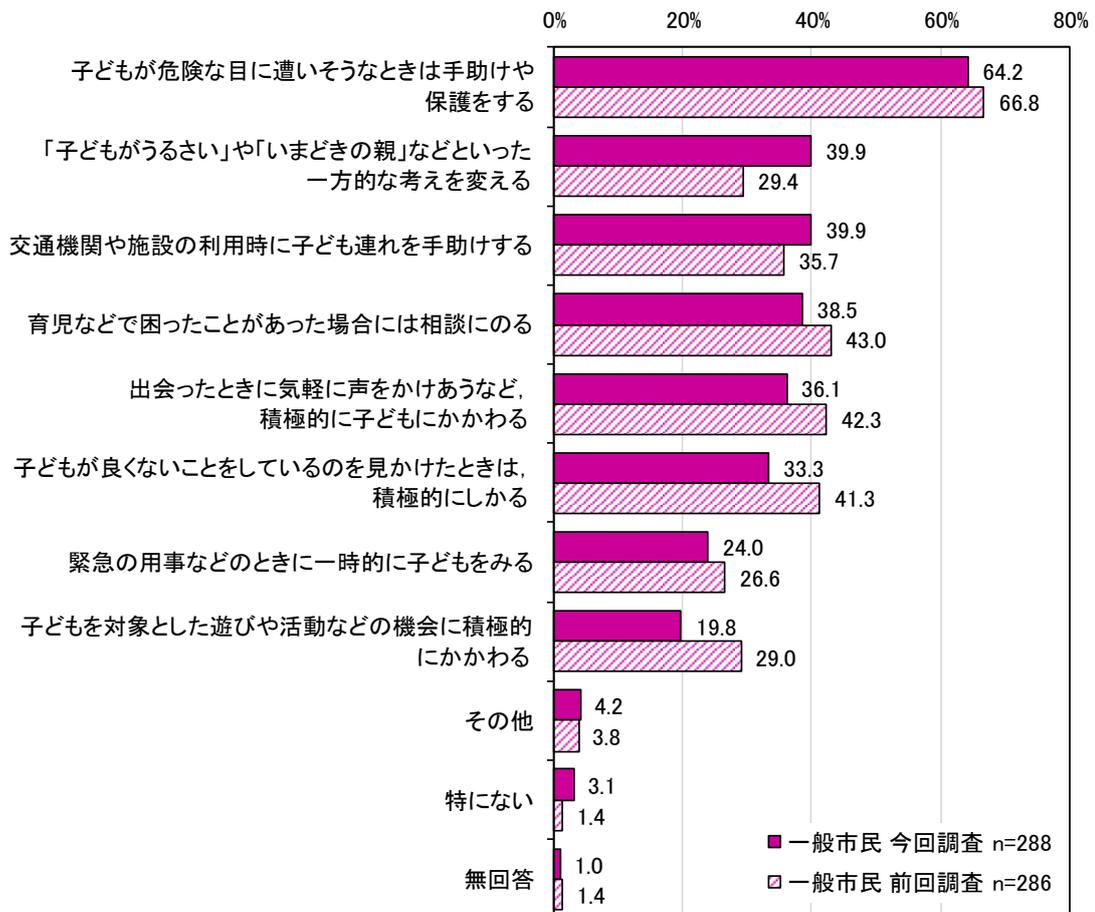


※前回調査では、「放課後児童クラブ」、「幼稚園, 保育所が実施する学童保育」としていた選択肢を、今回調査では、「開放学級(放課後児童クラブ)」、「学童クラブ(放課後児童クラブ)」の選択肢へ変更

4. 一般市民調査から

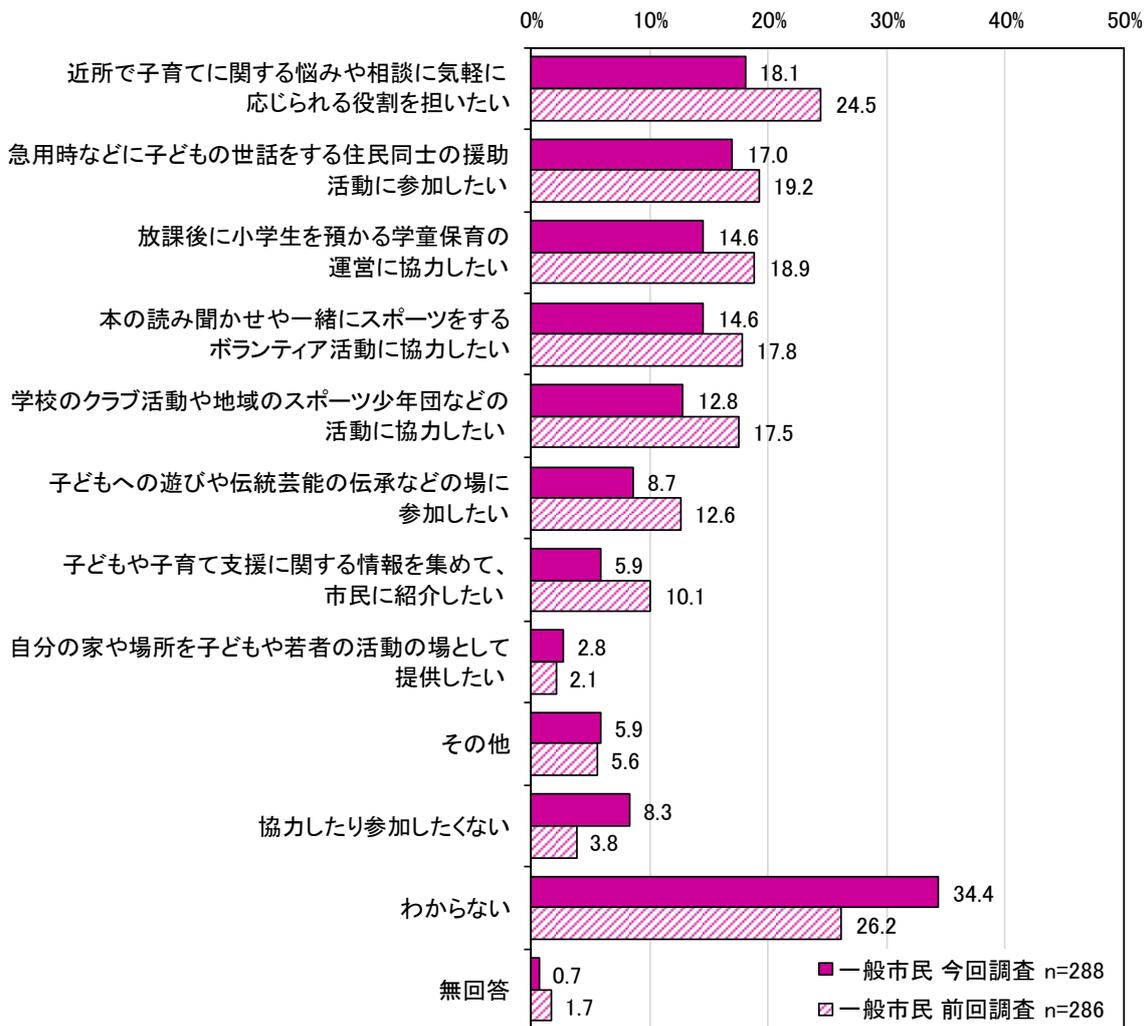
(1) 地域全体で子育て支援を行う上で、大切だと思うこと

地域全体で子育て支援を行う上で、大切だと思うことについては、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をする」が64.2%で最も高く、次いで『子どもがうるさい』や『いまどきの親』などといった一方的な考えを変える」、「交通機関や施設の利用時に子ども連れを手助けする」がともに39.9%、「育児などで困ったことがあった場合には相談にのる」が38.5%となっています。



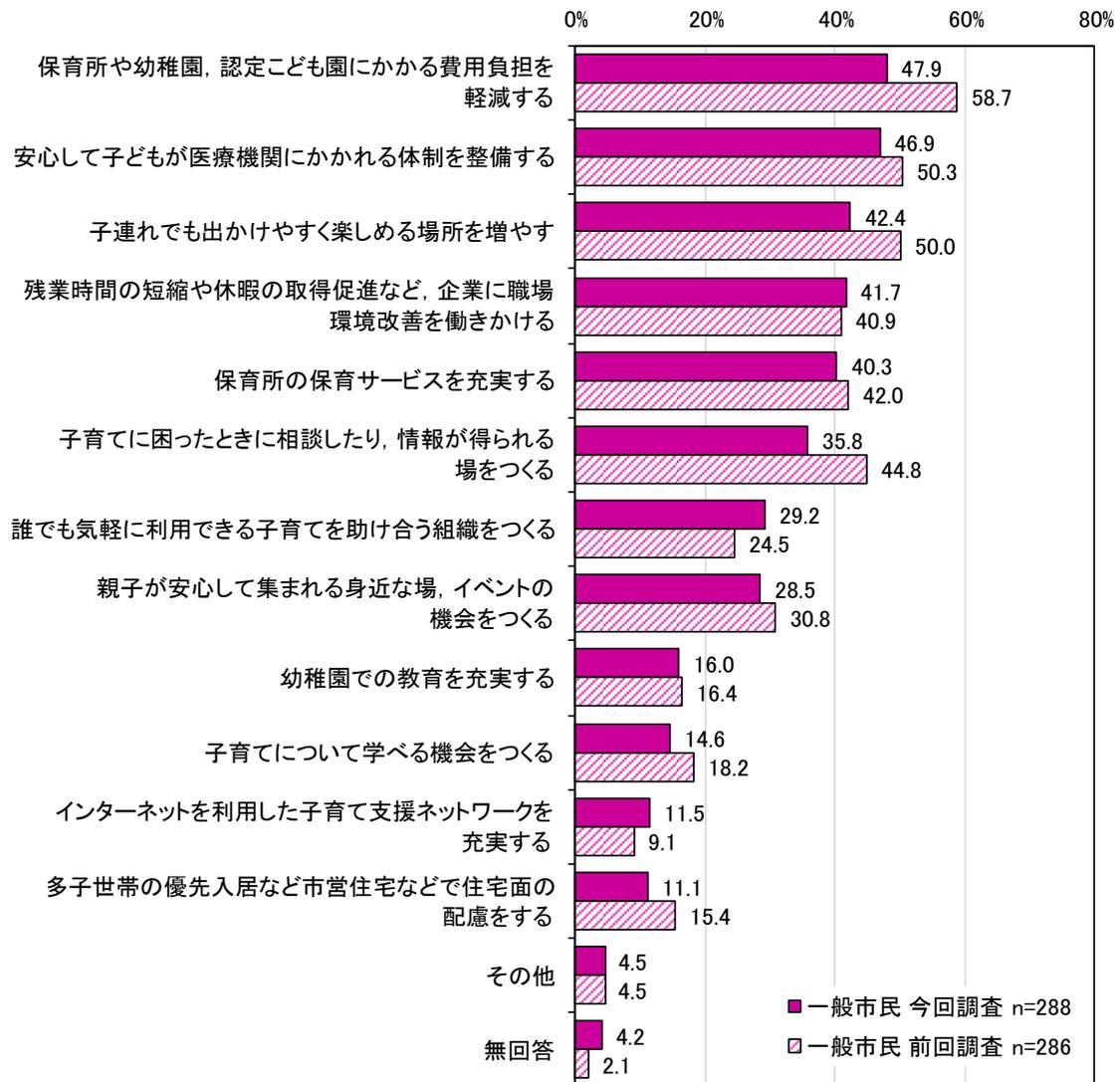
(2) 子どもの問題などに地域で協力して取り組んでいくために協力したいこと

子どもの問題などに地域で協力して取り組んでいくために協力したいことについては、「近所で子育てに関する悩みや相談に気軽に応じられる役割を担いたい」が18.1%で最も高く、次いで「急用時などに子どもの世話をする住民同士の援助活動に参加したい」が17.0%、「放課後に小学生を預かる学童保育の運営に協力したい」、「本の読み聞かせや一緒にスポーツをするボランティア活動に協力したい」がともに14.6%となっています。その一方で、「わからない」の回答が34.4%と多くを占めています。



(3) 市に対して期待する子育て支援の充実

市に対して期待する子育て支援の充実については、「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減する」が47.9%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備する」が46.9%、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が42.4%となっています。



第3節 水戸市の課題

市民ニーズ調査等に基づき整理した課題は、次の通りです。

1. 市民ニーズに対応した幼児教育・保育サービスの確保

本市において、女性の就業率が向上している一方で、日常的に祖父母等の親族に子どもを見てもらえる方は多くはありません。また、幼児期の教育は重要であり、生涯にわたる人格形成に大きく影響を及ぼすといわれています。

このため、市民ニーズに対応する、幼児教育・保育のサービスを提供できるよう、教育・保育環境を充実していくことが求められています。

2. 放課後における児童の安全な居場所づくり

未就学児に対する教育・保育の充実とともに、安全・安心な放課後等の児童の過ごし方として、開放学級や学童クラブの利用を希望する保護者が増えています。また、開放学級や放課後子ども教室における内容の一層の充実も求められています。

このため、希望する全ての児童が、開放学級や学童クラブを利用できるとともに、保護者の就労に関わらず全ての児童が、放課後等に多様な体験・活動を行うことができる環境整備が必要とされています。

3. 子育て支援に対する市民ニーズの多様化

近年、核家族化の進行等により、家族や親族間での一時的な子どもの預かりや子育てに関する相談等の機会が減少しており、本市においても、子育て支援に関する市民ニーズが多様化し、需要も拡大しています。

このため、誰もが安心して子育てができるよう、地域において子育て家庭を支える様々なサービスを拡充していくことが必要とされています。

4. 支援を要する妊産婦への対応

核家族化や地域のつながりの希薄化等に伴い、子育てが孤立化し、妊産婦は妊娠・出産・産後に不安を感じております。

このため、安心して子どもを生み、子どもが健やかに育まれるよう、妊娠中や産後において、切れ目なく母子を支援していく必要があります。

5. 特に配慮を要する子どもや家庭への対応

近年、幼い子どもが虐待の被害にあう痛ましい事件が繰り返されており、本市においても児童虐待に関する相談件数は、年々増加しています。また、我が国においては、7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれており、貧困の連鎖を解消することが重要です。

子どもの発達支援にかかる相談件数も増加しており、全ての子どもが健やかに成長できるよう、家庭における養育への支援はもちろんのこと、社会全体で子どもを支える環境づくりが求められています。

第3章 計画の基本的方向

第1節 目指す姿

本計画では、子どもたちを笑顔で育むことのできる「安心して子どもを産み育てられるまち・水戸～すべての子どもたちが輝く未来のために～」を目指すこととします。

**安心して子どもを産み育てられるまち・水戸
～すべての子どもたちが輝く未来のために～**

第2節 基本方針

I 幼児教育・保育環境の充実

計画的に保育の受け皿の拡大を進めるとともに、市立幼稚園の認定こども園への移行を図るなど、待機児童ゼロの達成及び継続並びに質の高い幼児教育・保育の充実に努めます。

II 総合的な放課後児童対策の推進

放課後児童健全育成事業（開放学級及び学童クラブ）の充実を図り、全ての小学校における6年生までの受入れ並びに待機児童ゼロの達成及び継続に努めます。また、保護者の就労に関わらず、全ての児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します。

III 地域における子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、市民ニーズを踏まえながら地域子ども・子育て支援事業を提供するほか、本市の実情に応じた独自の子育て支援サービスの充実を図ります。

IV 健やかな妊娠・出産・育児への支援

妊娠・出産・育児における切れ目ない支援を積極的に提供することにより、すべての妊産婦を心身ともに支えながら、乳幼児が健やかに成長できる環境づくりを推進します。

V 社会全体で子どもを支える環境づくり

すべての子どもが安全で安心に暮らせる環境のもとに生まれ、健やかに育まれるよう、児童虐待防止対策の強化や子どもの貧困対策を推進します。また、子どもの発達に不安を抱える保護者が安心して子育てができるよう、子どもの発達支援の充実を図ります。

第3節 施策の体系

【基本方針】	【基本施策】	【具体的施策】
I 幼児教育・保育環境の充実	1 各種保育サービスの充実	(1)各種保育サービスの充実
	2 教育・保育環境等の充実	(2)よりよい子育て環境づくりの促進
II 総合的な放課後児童対策の推進	1 放課後等の児童の健全育成	(1)就学前の教育・保育の充実
		(1)放課後児童健全育成事業の充実
		(2)放課後子ども教室の充実
III 地域における子育て支援の充実	1 子育て支援サービスの充実	(3)開放学級と放課後子ども教室の一体的な運営の推進
		(1)各種子育て支援サービスの充実
	2 子育てを支援する生活環境の整備	(2)育児情報の提供及び相談体制の充実
		(1)生活環境の整備
IV 健やかな妊娠・出産・育児への支援	1 妊娠・出産への支援	(2)防犯・安全対策の推進
		(1)妊産婦の健康診査・医療等の充実
		(2)不妊等への支援
	2 乳幼児の健康づくりへの支援	(3)妊産婦への保健指導等の充実
		(1)乳幼児の健康診査・医療等の充実
		(2)子育て相談・教室等の充実
3 思春期保健対策の充実	(3)訪問指導体制の充実	
V 社会全体で子どもを支える環境づくり	1 児童虐待防止対策の充実	(1)健康相談・教育の充実
		(1)未然防止・早期発見のための体制整備
	2 子どもの貧困対策の推進	(2)要保護・要支援児童等への支援
		(1)教育支援の充実
		(2)生活支援の充実
		(3)保護者の就労支援の充実
	3 配慮が必要な子どもへの支援の充実	(4)経済的支援の充実
		(1)発達に心配のある子どもへの支援
	4 ワーク・ライフ・バランスの促進	(2)障害のある子どもへの日常生活支援
		(3)外国につながる子どもへの支援
		(1)仕事と家庭生活の調和の促進
		(2)結婚支援・出会いの場の創出

第4章 施策の展開

本章に掲げる、子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的に推進することで、「安心して子どもを産み育てられるまち・水戸～すべての子どもたちが輝く未来のために～」の実現を目指します。

☐＝新規事業を表します。

◎＝第5章で「量の見込み」及び「確保方策」に関連する事業を表します。

「現況」＝特に表記のない場合は、2018（平成30）年度末の状況を表します。

「目標」＝2024（令和6）年度末の目標を表します。

基本方針Ⅰ 幼児教育・保育環境の充実

《基本施策1》 各種保育サービスの充実

民間保育所及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）の整備を促進します。あわせて、保育の質の向上やニーズの多様化等に対応するため、各種保育サービスの充実を図ります。

◇具体的施策（1）各種保育サービスの充実

事業名／事業の概要	現況	目標
◎民間保育所の整備促進 民間保育所の整備を支援するとともに、老朽化した既存施設の増改築を促進します。	民間保育所 43か所 （分園除く）	民間保育所 46か所 （分園除く） うち増改築6か所
◎地域型保育事業の拡充 小規模保育事業、家庭的保育事業等の拡充を図ります。	小規模保育事業 19か所 家庭的保育事業 7か所	小規模保育事業 22か所 家庭的保育事業 10か所
◎延長保育事業の推進 就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預かる延長保育を実施します。	認定こども園 保育所等 88か所	認定こども園 保育所等 94か所
◎一時預かり事業の推進（幼稚園型） 幼稚園や認定こども園に在籍する満3歳以上の子どもを、教育時間を超えて又は長期休業期間に一時的に預かる事業を推進します。	幼稚園・ 認定こども園 33か所	幼稚園・ 認定こども園 33か所

事業名／事業の概要	現況	目標
認可外保育施設への支援 認可外保育施設に関する情報を保護者に提供するとともに、認可外保育施設の職員に対する健康診断に要する費用の補助を行います。	一部実施	継続
障害児保育事業の推進 集団保育が可能な軽・中程度の障害をもつ子どもを受け入れ保育を行う保育所に対し、支援を行います。	実施	継続

◇具体的施策（２）よりよい子育て環境づくりの促進

事業名／事業の概要	現況	目標
保育所地域活動事業の推進 世代間交流や異年齢児交流等の事業を行います。	実施	継続
園庭開放（幼稚園・保育所等）の推進 入園（所）児と地域の子どもの交流、保護者への育児相談など、園庭開放を推進します。	実施	継続

《基本施策2》

教育・保育環境等の充実

幼稚園，保育所，認定こども園と小学校との連携を強化するとともに，幼児期の教育・保育に係る保護者の負担軽減等を図ります。また，市内で働く保育士の確保を推進するなど，教育・保育環境の充実を図ります。

◇具体的施策（1）就学前の教育・保育の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
質の高い幼児教育の提供 幼児教育アドバイザーが幼稚園，保育所，認定こども園を巡回し，助言等を行います。	実施	継続
幼稚園，保育所，認定こども園と小学校の連携の強化 幼稚園，保育所，認定こども園と小学校との連携を強化します。	一部実施	継続
アプローチ・スタートカリキュラムによる小学校への接続 アプローチ・スタートカリキュラムとして，研修会等を充実することにより，幼児の小学校への円滑な接続を図ります。	実施	継続
市立幼稚園の再編 市立幼稚園を再編し，適正配置を図ります。	検討	実施
認定こども園への移行推進 質の高い幼児教育・保育のため，市立幼稚園の認定こども園への移行を推進します。	実施	継続
保育士確保のための支援 市内で働く保育士確保のため，新卒保育士や潜在保育士に対する支援を図ります。	実施	継続
保育士確保のための他機関との連携 民間保育所やハローワークと連携した保育の職場体験講習会などを実施し，官・民協働で市内で働く保育士を確保します。	実施	継続
教育・保育の質の向上 教育・保育の質の向上のため，幼稚園教諭や保育士等の合同研修を開催するなど，各種研修の充実を図ります。	一部実施	継続
教育・保育施設への運営指導の実施 安全な環境のもとで，質の高い教育・保育を提供できるよう，事業者等に対し，指導監督等を実施します。	実施	継続
保護者の費用負担の軽減 世帯の所得状況等を勘案して，保育料を軽減します。	実施	継続

事業名／事業の概要	現況	目標
<p>◎実費徴収に係る補足給付の実施</p> <p>保護者が支払うべき日用品や文房具，また行事への参加に要する費用等の，実費負担に対する補助を行います。</p>	実施	継続
<p>子育てのための施設等利用給付の円滑な実施</p> <p>幼児教育・保育の無償化に伴う，子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を通じ，保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	実施	継続

基本方針Ⅱ 総合的な放課後児童対策の推進

《基本施策1》 放課後等の児童の健全育成

共働き家庭等の「小1の壁※」を打破するとともに、次代をリードする人材を育成するため、また全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な運営を推進します。

※「小1の壁」とは

保育所と比べて放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学する際に、仕事を辞めざるを得ない状況となるなど、働き方の変更を強いられる問題をいいます。

本計画における事業及び用語の定義は、次のとおりとします。

事業名	概要
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学している児童）に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。（児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく事業） 本市では、この事業を開放学級及び学童クラブで実施します。
開放学級	放課後児童クラブのうち、市立の小学校等の施設などを利用して実施する事業です。
学童クラブ	放課後児童クラブのうち、特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人等民間の団体が実施する事業です。
放課後子ども教室	市立の小学校等において、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動などを行う事業で、放課後児童クラブを利用している児童を含む全ての児童が参加できます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な運営	全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブを利用している児童を含む全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものを行います。
放課後学力サポート事業	放課後子ども教室において、自主学習等の場を提供することにより、望ましい学習習慣を身に付け、学力向上につなげる事業です。

◇具体的施策（１）放課後児童健全育成事業の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
<p>◎開放学級・学童クラブの充実</p> <p>保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童が、安全・安心に過ごすことができるよう、開放学級・学童クラブの運営の充実に努めます。</p>	登録児童数 4,290人 (令和元年5月 1日現在)	希望者全員が利用できる環境の整備
<p>◎開放学級・学童クラブの整備</p> <p>開放学級においては、余裕教室の活用、特別教室等の一時的な利用を図るとともに、学童クラブの参入を促すことにより、希望者全員が利用できる環境を整備します。</p>		
<p>特別な配慮を要する児童への対応</p> <p>放課後児童支援員等を増員し、当該児童が放課後等を安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。</p>	実施	継続
<p>開放学級の開所時間の延長</p> <p>開放学級の開所時間の延長について、全校で実施します。</p>	17校	全校実施 (33校)
<p>新 放課後児童クラブの役割の更なる向上</p> <p>開放学級の運営委員会における協議や学童クラブとの意見交換会等を踏まえた運営により、児童の自主性や社会性等を一層向上させる取組を実施します。</p>	検討	実施
<p>放課後児童クラブの取組の周知</p> <p>市のホームページや各開放学級の運営委員会等における報告など、様々な機会を捉えて保護者や地域住民に放課後児童クラブの取組等の周知に努めます。</p>	実施	継続

◇具体的施策（２）放課後子ども教室の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
<p>放課後子ども教室の充実</p> <p>児童の安全・安心な居場所となるとともに、多様な体験、活動を通じて、心豊かで健やかに成長できるよう、実施内容の充実に努めます。</p>	全校実施 (33校)	継続
<p>放課後学力サポート事業の拡充</p> <p>放課後子ども教室において、望ましい学習習慣を身に付け、学力向上につながるよう、放課後学力サポート事業を全校で実施します。</p>	実施校数 28校 (令和元年5月 1日現在)	全校実施 (33校)

◇具体的施策（3）開放学級と放課後子ども教室の一体的な運営の推進

事業名／事業の概要	現況	目標
開放学級と放課後子ども教室の一体的な運営 民間活力を活用しながら開放学級と放課後子ども教室の連携を図り、一体的な運営を一層推進します。	全校実施 (33校)	継続
開放学級と放課後子ども教室の一体的な運営を推進するための組織体制 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を教育委員会が所管し、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。	実施	継続

基本方針Ⅲ 地域における子育て支援の充実

《基本施策1》 子育て支援サービスの充実

よりよい子育て環境づくりに向け、子育て支援施設や地域との連携を強化するとともに、子育て支援サービスの相談体制の充実を図るなど、情報提供の多様化を推進します。

◇具体的施策（1）各種子育て支援サービスの充実

事業名／事業の概要	現況	目標
◎一時預かり事業の推進（幼稚園型以外） 公共施設や保育所、認定こども園で子どもを一時的に預かる事業を推進します。	56 か所	62 か所
◎病児保育事業の推進 病気あるいは病気回復期のため、保育所等での集団保育が困難な子どもを預かります。	7 か所	11 か所
◎ファミリー・サポート・センター事業の推進 育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、互いに援助しあうファミリー・サポート・センター事業を推進します。	実施	継続
◎子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）の推進 一時的に子どもの養育が困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等において子どもを預かります。	7 か所	7 か所
子育て支援・多世代交流センター事業の推進 子育て支援の中核施設である、わんぱく・みと、はみんぐぱく・みとの運営の充実を図り、多様な子育て支援・多世代交流を推進します。	実施	継続
市民センター子育て広場事業の推進 地域との連携を強化しながら、子どもたちが伸びやかに遊びながら多世代とふれあうことができる場を提供します。	20 か所	34 か所 (全市民センター)
子育て広場事業の推進 親子で遊びながら気軽に交流できる場を提供するため、公共施設等を活用した子育て広場事業を推進します。	2 か所	2 か所
親子幼児教室の開催 音楽や体操、ふれあい遊びなどを通じて、楽しみながら子育てができるよう、未就園児とその親を対象に、親子幼児教室を開催します。	実施	継続

事業名／事業の概要	現況	目標
親子関係を深めるための事業の充実	実施	継続
ひとり親家庭の親子関係を深めるための事業を推進します。		
高齢者と子どもの多世代交流の推進	実施	継続
いきいき交流センターにおける多世代交流と子育て支援を推進します。		
子どもの健全育成に向けた手当の支給	実施	継続
児童手当，児童扶養手当，遺児養育手当を支給します。		
就学援助の実施	実施	継続
経済的理由から学校納付金や学用品などの支出が困難な家庭に対し，就学援助費を支給します。		
子ども医療福祉費の助成	実施	継続
子どもの医療費の助成を行います。		

◇具体的施策（２）育児情報の提供及び相談体制の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
◎子育て支援相談員による利用者支援事業の実施	1か所	1か所
子どもとその保護者等が，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，情報提供や相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施します。		
◎地域子育て支援拠点事業の推進	15か所	20か所
公共施設，保育所，認定こども園等に，乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し，子育てについての相談，情報の提供などを行います。		
多様なメディアを活用した子育て情報の提供	実施	継続
子育て支援総合ガイドブックなどの紙媒体のほか，ホームページや SNS など多様なメディアを活用した子育て情報の提供の充実を図ります。		
保育所入所児童への保健師巡回相談の充実	実施	継続
0歳児保育を実施している市立保育所において，保健師が巡回し，健康相談を行います。		
家庭児童相談の充実	実施	継続
家庭児童相談員及びケースワーカーによる子どもに関する相談，指導の充実を図ります。		

事業名／事業の概要	現況	目標
訪問型家庭教育支援事業の推進 家庭教育支援員が、家庭でのしつけなどについて悩みを持つ保護者を訪問し、情報提供や相談・助言等を行います。	実施	継続
子育て応援塾（家庭教育出前講座）の推進 専門の講師を幼稚園等に派遣し、家庭教育に関する講座を行います。	実施	継続
家庭教育強化事業の推進 市民センター等において、未就学児や保護者等を対象とした家庭教育に関する講座やふれあい教室などを開催します。	実施	継続

《基本施策2》 子育てを支援する生活環境の整備

安全で安心に暮らせるまちづくりを推進し、子育てしやすい生活環境を整備します。

◇具体的施策（1）生活環境の整備

事業名／事業の概要	現況	目標
子育てしやすい住環境の整備 子育て世帯向けの市営住宅の供給とともに、子育てしやすい環境への住みかえを支援します。	実施	継続
交通安全施設等の整備 親子や児童生徒が安心して歩行できるよう、交通安全施設やスクールゾーン等の整備を進めます。	実施	継続
通学路の交通安全確保 児童生徒の通学の安全確保に向け、関係機関と連携してハード、ソフト両面から通学路の交通安全対策を推進します。	実施	継続
通学路等の安全対策の強化 通過交通及び速度の抑制が必要な区域を「ゾーン30」に設定し、通学路や生活道路における歩行者等の交通安全対策を強化します。	実施	継続
親子で外出しやすい環境の整備 「水戸市バリアフリー基本構想」の重点整備地区における道路や施設等のバリアフリー化とともに、全市的な取組として、心のバリアフリーを推進し、子育てしやすい環境づくりに努めます。	実施	継続
公園・緑地の整備・充実 バリアフリー化やリニューアル整備により、親子が快適に過ごせる公園づくりを進めます。	実施	継続

◇具体的施策（2）防犯・安全対策の推進

事業名／事業の概要	現況	目標
防犯・安全対策の強化 夜間の犯罪防止、通行の安全確保のため、防犯灯の設置促進や防犯カメラ等を拡充します。	実施	継続
地域における防犯活動の推進 自主防犯活動団体への支援や緊急避難所「こどもの安全守る家」の充実に努めるなど、地域における防犯活動を推進します。	実施	継続

基本方針Ⅳ 健やかな妊娠・出産・育児への支援

《基本施策1》 妊娠・出産への支援

健康で安心な妊娠、出産ができるよう、妊娠期から産後にかけて、切れ目ない支援体制の充実を図ります。

◇具体的施策（1）妊産婦の健康診査・医療等の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
母子健康手帳の交付 母子健康手帳を交付するほか、母子保健サービスに係る各種の情報提供を行います。 また、初めて父親になる方を対象に、「お父さんのための子育て手帳」を配付します。	実施	継続
◎妊婦健康診査の実施 妊婦を対象とした健康診査を実施します。	27,747人 〔延べ人数〕 (80.8%)	対象者全てが 受診
妊婦歯科健康診査の実施 妊婦を対象とした歯科健康診査を実施するとともに、歯科指導を行い、妊娠期の口腔の健康維持を図ります。	実施	継続
◎産婦健康診査の実施 産後2週間及び産後1か月に健康診査を実施し、産後うつや新生児虐待等の母子のリスクを把握し、早期支援につなげます。	実施	継続
妊産婦医療福祉費の助成 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。	実施	継続

◇具体的施策（2）不妊等への支援

事業名／事業の概要	現況	目標
不妊相談の周知 不妊で悩んでいる方に対し、県不妊専門相談センター等の情報提供を行います。	実施	継続
不妊治療費の助成 保険適用外の不妊治療を受けた方に対し、費用の一部を助成します。	実施	継続
不育症治療費の助成 保険適用外の不育症の検査及び治療を受けた方に対し、費用の一部を助成します。	実施	継続

◇具体的施策（3）妊産婦への保健指導等の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
妊婦教室の充実 初妊婦とその家族が、協力して出産・育児ができるよう、妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行います。	実施	継続
妊産婦健康相談の推進 妊産婦の悩みや不安等に対し、保健師が面接や電話による相談を行います。	実施	継続
出産後の母子保健情報の周知 産婦健診や乳児期の健診、予防接種、休日診療及び相談窓口等の情報提供を行います。	実施	継続
◎利用者支援事業 産前産後支援センター「すまいるママみと」の充実 妊娠期から産後1年までの妊産婦と乳児に対し、母子保健コーディネーター（保健師、助産師）による相談を実施することで、安心して出産・育児ができるよう支援します。	1 か所	1 か所
産後ケア事業の充実 産後の心身ともに不安定な時期に、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない母子に対し、心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	実施	継続
母乳育児相談の実施 1歳未満の乳児を持つ母親に対して、授乳指導、乳房ケア、卒乳等の母乳育児相談を行います。	実施	継続

《基本施策2》

乳幼児の健康づくりへの支援

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児の健康診査や相談、訪問、医療等の体制の充実を図ります。

◇具体的施策（1）乳幼児の健康診査・医療等の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
乳幼児健康診査の実施 乳児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査を実施します。また、育児や栄養、歯科に関する相談等を実施するとともに、要観察児への継続支援を行います。	実施	継続
幼児歯科健康診査の実施 2歳児を対象とした歯科健康診査を実施するとともに、希望者にフッ化物塗布を行います。	実施	継続
予防接種の実施 予防接種法に基づく予防接種を実施します。また、乳幼児健康診査時に、接種の勧奨を行います。	実施	継続
小児救急医療体制の充実 関係機関との連携により、小児救急医療体制の充実を図ります。	実施	継続
新 新生児聴覚検査費用の助成 先天性聴覚障害を早期発見し早期療育につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成します。	検討	実施
未熟児養育医療費の助成 未熟児の入院治療にかかる医療費を助成します。	実施	継続
小児慢性特定疾病医療費の助成 慢性疾病により長期療養を必要とする子どもの医療費の助成を行います。	茨城県実施	実施

◇具体的施策（２）子育て相談・教室等の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
育児教室の開催 乳児とその親を対象として、育児情報の提供や離乳食の進め方等に関する教室を開催します。	実施	継続
育児相談の推進 乳幼児の親を対象として、保健師や栄養士、歯科衛生士による子育て相談を行います。	実施	継続
事故防止等啓発事業の推進 発達段階に合わせた乳幼児の事故防止のための情報提供と啓発を行います。	実施	継続
地域活動事業（保健推進員）の推進 保健推進員による、子育ての経験を生かした相談支援活動を行います。 また、推進員への研修を実施し、身近な地域での母子保健活動の充実を図ります。	実施	継続

◇具体的施策（３）訪問指導体制の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
◎乳児家庭全戸訪問事業の推進 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。	2,063人 (92.8%)	全戸訪問
◎養育支援訪問事業の推進 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に対し、定期的に子育てアドバイザーが訪問し、養育に関する相談、指導等を行います。	20人	継続
乳幼児訪問指導の推進 保健指導等が必要と思われる乳幼児やその親を、保健師などが訪問し、相談や指導を行います。	実施	継続

《基本施策3》 思春期保健対策の充実

思春期の心と体の健康づくりに向け、命の大切さを学ぶとともに、思いやりのある心を育む取組の充実を図ります。

◇具体的施策（1）健康相談・教育の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
健全母性育成事業の推進 性知識の普及を図るとともに、性に関する悩みや不安などの解消に向け、電話による相談を行います。	実施	継続
思春期ふれあい体験学習の実施 命の大切さを学ぶとともに、思いやりのある心を育み、母性・父性の育成を図ることを目的に、乳児とふれあう体験の場を提供します。	実施	継続

基本方針Ⅴ 社会全体で子どもを支える環境づくり

《基本施策1》 児童虐待防止対策の充実

子どもとその家庭に関わるすべての機関・団体等の連携を強化しながら、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な支援・保護を確実に実施します。

◇具体的施策（1）未然防止・早期発見のための体制整備

事業名／事業の概要	現況	目標
◎利用者支援事業 産前産後支援センター「すまいるママみと」の充実（再掲） 妊娠期から産後1年までの妊産婦と乳児に対し、母子保健コーディネーター（保健師、助産師）による相談を実施することで、安心して出産・育児ができるよう支援します。	1 か所	1 か所
◎子育て支援相談員による利用者支援事業の実施（再掲） 子どもとその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施します。	1 か所	1 か所
◎乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲） 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。	2,063 人 (92.8%)	全戸訪問
◎養育支援訪問事業の推進（再掲） 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に対し、定期的に子育てアドバイザーが訪問し、養育に関する相談、指導等を行います。	20 人	継続
乳幼児訪問指導の推進（再掲） 保健指導等が必要と思われる乳幼児やその親を、保健師などが訪問し、相談や指導を行います。	実施	継続
家庭児童相談の充実（再掲） 家庭児童相談員及びケースワーカーによる子どもに関する相談、指導の充実を図ります。	実施	継続
乳幼児健診などにおける児童虐待の早期発見 母子保健事業を通して、児童虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、関係機関と連携し支援の充実を図ります。	実施	継続

事業名／事業の概要	現況	目標
◎子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進（再掲） 一時的に子どもの養育が困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等において子どもを預かります。	7か所	7か所
児童虐待防止のための啓発活動の推進 児童虐待の未然防止，早期発見のため，相談窓口の周知をはじめとした啓発活動を推進します。	実施	継続
他市区町村との連携による情報共有 要保護児童等が転出入した場合に，継続した支援が行えるよう，転入元，転出先の市区町村との情報共有を徹底します。	実施	継続
◎要保護児童及びDV対策地域協議会による地域ネットワークの強化 市要保護児童及びDV対策地域協議会の円滑な運営により，児童虐待の未然防止と早期対応のための地域ネットワークを強化します。	実施	継続
子ども家庭総合支援拠点の強化 市子ども家庭総合支援拠点について，必要な体制の整備・強化を図ります。	実施	継続

◇具体的施策（２）要保護・要支援児童等への支援

事業名／事業の概要	現況	目標
児童虐待に関する相談・指導の推進 児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待に関する相談、指導の充実を図ります。	実施	継続
要保護児童及びDV対策地域協議会による地域ネットワークの強化（再掲） 市要保護児童及びDV対策地域協議会の円滑な運営により、児童虐待の未然防止と早期対応のための地域ネットワークを強化します。	実施	継続
虐待被害にあった子どもの安全確保 児童虐待に関する通告に対して、速やかに子どもの安全確認を行うとともに、児童相談所や警察と連携し、適切に子どもの安全確保を行います。	実施	継続
社会的養育の推進 国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、子どもが健やかに養育されるよう、里親制度等の周知と活用を図ります。	実施	継続
DV被害者とその子どもへの適切な支援 DV被害者とその子どもに対する支援を推進します。また、市配偶者暴力相談支援センターとして、婦人相談所等の関係機関と連携し、相談、指導を行います。	実施	継続
児童虐待対応職員の専門性の強化 外部有識者による研修の実施等により、児童虐待対応にあたる職員の知識や対応力の向上を図ります。	実施	継続
児童虐待・DVに関する研修の充実 児童虐待やDVへの対応を確実にするため、基礎知識や対応方法などについて、外部関係者や市職員向けに研修を実施します。	実施	継続

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。このため、子どもの学習や生活を支援するとともに、支援を必要とするひとり親世帯をサポートするなど、子どもの貧困対策を推進します。

◇具体的施策（1）教育支援の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 生活困窮世帯の子どもが将来自立した生活ができるように、学習支援や居場所づくり等を行います。	実施	継続
放課後学力サポート事業の拡充（再掲） 放課後子ども教室において、望ましい学習習慣を身に付け、学力向上につながるよう、放課後学力サポート事業を全校で実施します。	実施校数 28校 (令和元年5月 1日現在)	全校実施 (33校)
就学援助の実施（再掲） 経済的理由から学校納付金や学用品などの支出が困難な家庭に対し、就学援助費を支給します。	実施	継続
交通遺児への就学奨励補助の実施 交通遺児の保護者に対し、就学奨励金を支給します。	実施	継続
高等学校で修学するための支援 経済的理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して、奨学金を支給します。	実施	継続
生活保護世帯への教育費用の扶助 生活保護世帯の子どもに対し、義務教育に必要な費用及び高等学校就学に係る費用について扶助を行います。	実施	継続
生活保護世帯への進学準備給付金の支給 生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際に、転居や学用品の購入に係る費用を支給します。	実施	継続
新 高等教育の修学支援新制度の周知と活用促進 意欲と能力のある子どもが経済的理由により進学を断念することがないように、大学等の修学支援新制度の周知及び活用促進に努めます。	検討	実施

◇具体的施策（２）生活支援の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 ひとり親家庭の親が自立に向けた就職活動や疾病などの理由により、一時的に家族の介護や保育サービスが必要になった場合に、支援員を派遣します。	茨城県実施	実施
子ども食堂の運営支援 民間団体等による子ども食堂の運営を支援します。	実施	継続
放課後子ども教室の充実（再掲） 児童の安全・安心な居場所となるとともに、多様な体験、活動を通じて、心豊かで健やかに成長できるよう、実施内容の充実に努めます。	全校実施 (33校)	継続
ひとり親家庭支援団体に対する支援 市母子寡婦福祉会等のひとり親家庭支援団体の運営を支援します。	実施	継続
子育て中の生活困窮世帯に対する相談支援 子育て中の生活困窮世帯の自立に向けた情報提供や助言等を行います。	実施	継続

◇具体的施策（３）保護者の就労支援の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
ハローワークと連携した就業支援 ハローワークと連携し市役所庁舎内に設置した、就業支援窓口「つなぐハローワークみと」において、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する相談・支援を推進します。	実施	継続
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給 ひとり親家庭の親が、就労に必要な資格を取得するための給付金を支給します。	実施	継続
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 ひとり親家庭の親又は児童に対し、高等学校卒業認定試験に係る給付金を支給します。	実施	継続
母子家庭等就業自立支援センター事業の実施 就業相談や就業支援講習会等、就業につながるサービスを提供し、ひとり親家庭の親が就業し自立していけるよう支援します。	茨城県実施	継続

◇具体的施策（４）経済的支援の充実

事業名／事業の概要	現況	目標
児童扶養手当の支給 児童扶養手当法に基づき、児童を養育するひとり親家庭等に対して手当を支給します。	実施	継続
遺児養育手当の支給 遺児を養育している方を対象に手当を支給します。	実施	継続
母子・父子家庭の医療福祉費の助成 児童を養育するひとり親家庭等の父親、母親又はその子が医療機関にかかった場合の医療費の助成を行います。	実施	継続
寡婦（夫）控除のみなし適用による支援 未婚のひとり親家庭を経済的に支援するため、保護者負担金や各種手当等の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用します。	実施	継続

《基本施策3》

配慮が必要な子どもへの支援の充実

子どもの発達に不安を抱える保護者が安心して子育てができるよう、子どもの発達支援の充実を図るとともに、言語や習慣が異なることで生活に困難を抱える外国につながる子どもや保護者を支援します。

◇具体的施策（1）発達に心配のある子どもへの支援

事業名／事業の概要	現況	目標
子ども発達支援センターにおける支援の充実 専門職（社会福祉士、言語聴覚士、臨床心理士等）が保護者の相談に応じるとともに、発達に心配のある児童の通所療育指導を充実します。	実施	継続
幼稚園における通級指導の充実 発達に何らかの不安のある子どもを対象とした「ことば・こころの教室」の通級指導を充実します。	実施	継続
福祉、保健、教育の連携強化 発達に不安のある子どもの早期発見・早期支援や発達に応じた適切な指導、支援を推進するなど、子ども発達支援センター、地域保健課、通級指導教室、特別支援学級等の連携による子どもの発達支援の充実に努めます。	実施	継続

◇具体的施策（2）障害のある子どもへの日常生活支援

事業名／事業の概要	現況	目標
障害児に対する手当の支給 日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障害児（20歳未満）に対して、障害児福祉手当を支給します。 また、心身に重度又は中度の障害のある障害児に対して、心身障害児（者）福祉手当を支給します。	実施	継続
障害児通所サービス等の充実 在宅の障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、補装具費の支給、日常生活用具の給付等の福祉サービスの充実を図ります。	実施	継続
重度心身障害者医療福祉費の助成 健康保険に加入している重度心身障害者を対象とした医療費の助成を行います。	実施	継続
一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進 障害のある子どもが特性や発達段階に応じた教育を受けられるよう、就学相談を実施するとともに、特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。	実施	継続

◇具体的施策（3）外国につながる子どもへの支援

事業名／事業の概要	現況	目標
市ホームページの多言語化による情報発信 幼児教育・保育や子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、市ホームページの多言語化による情報発信を充実します。	実施	継続
外国人のための生活情報誌の充実 本市在住の外国人等に対して、生活に役立つ情報を分かりやすく届けるため、生活情報誌の充実を図ります。	実施	継続
外国人のための日本語支援の充実 日常生活に必要な日本語能力等を習得できるよう、外国人を対象とした日本語支援の充実を図ります。	実施	継続
学校における日本語指導の充実 日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒に対して、学校における日本語指導の充実を図ります。	実施	継続
新 外国語に対応した窓口サービスの充実 外国語による対応が必要な保護者に対し、音声翻訳機を使用するなど、子育て支援に関する手続き等の円滑化を図ります。	検討	実施

《基本施策4》

ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスの重要性や育児休業制度等の周知に努めます。また、関係機関等と連携し、結婚を希望する若者を応援します。

◇具体的施策（1）仕事と家庭生活の調和の促進

事業名／事業の概要	現況	目標
仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知 市民や事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進するための講習会等を開催します。	実施	継続
ハローワーク等関係機関との連携 ハローワーク等と連携を図り、多様な働き方についての情報提供や、母親の再就職を支援するためのセミナー等を開催します。	実施	継続
両立支援制度の周知，利用促進 事業者に対し、従業員が育児休業を取得した際に受けられる国の各種助成金制度を周知し、利用を促進します。	実施	継続
新 ダブルケア支援の実施 子育てと介護を同時に担うダブルケア世帯への支援を行います。	検討	実施

◇具体的施策（2）結婚支援・出会いの場の創出

事業名／事業の概要	現況	目標
結婚支援事業の実施 民間団体との協働等により、結婚支援事業を実施します。	実施	継続
いばらき出会いサポートセンター等との連携 いばらき出会いサポートセンター、市社会福祉協議会等と連携・協力しながら、良好な男女の出会い場の創出に努めます。	実施	継続
結婚新生活支援補助金の支給 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活のスタートに係る費用を支給します。	実施	継続

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

第1節 「子ども・子育て支援新制度」の概要について

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業について

「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園と保育所に加えて、教育・保育を一体的に行い、保護者の就労状況が変化した場合でも、継続して利用できる特長を持つ「認定こども園」の普及を図ることとしています。

また、待機児童が多い2歳児までを対象に、少人数の乳幼児を保育する地域型保育事業について、多様な施設や事業の中から利用者が選択できることとしています。

■教育・保育施設

種別	概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	保護者の就労などの理由により、保育の必要のある乳幼児を預かり、保育する施設	0～5歳
認定こども園	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳

※ 教育・保育施設のうち、市が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育事業

事業名	概要	利用定員	対象年齢
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数で保育を行う事業	5人以下	0～2歳
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業	6～19人	
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業	—	
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業	—	

※ 地域型保育事業のうち、市が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。

(2) 教育・保育の認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

認定区分は、次の1号から3号となり、利用時間による区分も設けられています。

	認定区分	年齢	保育の必要性	施設・事業の種別	利用時間
教育標準時間認定	1号認定	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	①教育標準時間
保育認定	2号認定	3～5歳	あり	幼稚園 認定こども園	②保育標準時間 ③保育短時間
	3号認定	0～2歳	あり	保育所, 認定こども園 地域型保育事業	

〔利用時間〕

①教育標準時間・・・1日4時間の幼児教育

②保育標準時間・・・1日最大11時間の保育

③保育短時間・・・1日最大8時間の保育

※ 保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1か月あたり64時間としています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て家庭等を対象に、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の13事業です。

①	延長保育事業(時間外保育事業)
②	一時預かり事業
③	病児保育事業, ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)
④	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター【就学児対象】)
⑤	子育て短期支援事業(ショートステイ)
⑥	利用者支援事業
⑦	地域子育て支援拠点事業
⑧-1	妊婦健康診査事業
⑧-2	産婦健康診査事業
⑨	乳児家庭全戸訪問事業
⑩	養育支援訪問事業
⑪	放課後児童健全育成事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(4) 教育・保育提供区域の設定について

「教育・保育提供区域」とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域で、設定した区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

量の見込み

現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

確保方策

「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

本市における教育・保育提供区域

本市においては、市内に勤務する市民が多いとともに、市域内に居住地域と業務地域が混在している状況等を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業とも、市域全域を1つの「教育・保育提供区域」として設定します。

(5) 推計人口について

「量の見込み」の算出に伴う、計画期間中の推計人口は、「水戸市第6次総合計画ーみと魁プランナー」に基づく3か年実施計画を参考に、下表のとおり年齢別人口を推計しました。

年齢別推計人口

(単位：人)

年齢／学年		2020	2021	2022	2023	2024
年齢	学年	(R2)年度	(R3)年度	(R4)年度	(R5)年度	(R6)年度
0歳		2,283	2,238	2,195	2,158	2,125
1歳		2,174	2,304	2,259	2,216	2,179
2歳		2,306	2,134	2,264	2,219	2,176
3歳		2,294	2,290	2,118	2,248	2,203
4歳		2,333	2,267	2,263	2,091	2,221
5歳		2,088	2,323	2,257	2,253	2,081
6歳	小1	2,191	2,077	2,312	2,246	2,242
7歳	小2	2,161	2,192	2,078	2,313	2,247
8歳	小3	2,189	2,150	2,181	2,067	2,302
9歳	小4	2,192	2,182	2,143	2,174	2,060
10歳	小5	2,356	2,194	2,184	2,145	2,176
11歳	小6	2,264	2,359	2,197	2,187	2,148

第2節 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、子どもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、幼児一人一人の心身の発達と特性を踏まえた質の高い教育・保育を提供します。

(1) 量の見込みについて

これまでの事業実績を踏まえるとともに、今後の女性の就業率の上昇等を考慮しながら、教育・保育の量の見込みを算出しました。

(2) 確保方策について

民間保育所整備、地域型保育事業の拡充、認定こども園への移行推進により、「量の見込み」に対応し、待機児童解消とその継続を図ることとします。

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	1号認定										2号認定									
	3歳					4, 5歳					3歳					4, 5歳				
	量の見込み A	確保方策 B	特定教育・保育施設		過不足 B-A	量の見込み A	確保方策 B	特定教育・保育施設		過不足 B-A	量の見込み A	確保方策 B	特定教育・保育施設		過不足 B-A	量の見込み A	確保方策 B	特定教育・保育施設		過不足 B-A
			市内分	市外分				市内分	市外分				市内分	市外分				市内分	市外分	
2020 (R2)年度	827	932	877	55	105	2,213	3,281	3,181	100	1,068	1,083	1,124	1,087	37	41	2,128	2,248	2,169	79	120
2021 (R3)年度	813	932	877	55	119	2,264	3,151	3,051	100	887	1,097	1,144	1,107	37	47	2,243	2,288	2,209	79	45
2022 (R4)年度	741	962	907	55	221	2,196	2,711	2,611	100	515	1,030	1,164	1,127	37	134	2,242	2,328	2,249	79	86
2023 (R5)年度	774	962	907	55	188	2,078	2,711	2,611	100	633	1,110	1,164	1,127	37	54	2,187	2,328	2,249	79	141
2024 (R6)年度	748	962	907	55	214	2,027	2,711	2,611	100	684	1,104	1,164	1,127	37	60	2,198	2,328	2,249	79	130

※ 各年度4月1日現在

〈2019（令和元）年度の状況（5月1日現在）〉

	施設数	定員※1	在籍者数
幼稚園	24 か所	2,414 人	1,366 人
国立・市立	20 か所	1,619 人	630 人
私 立	4 か所	795 人	736 人
保育所	56 か所	5,215 人	4,729 人
市 立	13 か所	1,000 人	858 人
私 立	43 か所	4,215 人	3,871 人
認定こども園※2	10 か所	2,532 人	2,181 人
計	90 か所	10,161 人	8,276 人

※1 「幼稚園」は募集定員、「保育所」「認定こども園」は認可定員の人数

※2 「認定こども園」は私立のみ

(単位：人)

3号認定																				
0歳							1歳							2歳						
量の見込み A	確保 方 策 B	特定教育・ 保育施設		地域型保育		過 不 足 B-A	量 の 見 込 み A	確 保 方 策 B	特定教育・ 保育施設		地域型保育		過 不 足 B-A	量 の 見 込 み A	確 保 方 策 B	特定教育・ 保育施設		地域型保育		過 不 足 B-A
		市 内 分	市 外 分	小 規 模 保 育	家 庭 的 保 育				市 内 分	市 外 分	小 規 模 保 育	家 庭 的 保 育				市 内 分	市 外 分	小 規 模 保 育	家 庭 的 保 育	
335	667	530	14	115	8	332	980	1,068	875	30	151	12	88	1,034	1,126	927	36	152	11	92
328	687	550	14	115	8	359	1,054	1,088	895	30	151	12	34	990	1,136	937	36	152	11	146
322	697	560	14	115	8	375	1,049	1,098	905	30	151	12	49	1,064	1,136	937	36	152	11	72
317	707	570	14	115	8	390	1,045	1,108	915	30	151	12	63	1,059	1,136	937	36	152	11	77
312	707	570	14	115	8	395	1,043	1,108	915	30	151	12	65	1,055	1,136	937	36	152	11	81

※ 3号認定（0歳）の量の見込みは、年間を通じて増加します。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

誰もが安心して子どもを生き育てられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。実施に当たっては、これまでの利用実績や今後の推計人口等を踏まえ、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を算出します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労等のやむを得ない理由により、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

〈2018（平成30）年度の利用状況〉

利用児童数	在籍児童数
3,344 人	5,649 人

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	3,336 人	3,427 人	3,424 人	3,431 人	3,427 人
B 確保方策	3,336 人	3,427 人	3,424 人	3,431 人	3,427 人
	93 か所	94 か所	94 か所	94 か所	94 か所
B-A	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園において、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望等に応じて、在園児を一時的に預かる事業です。

〈2018（平成30）年度の利用状況〉

延べ利用人数	実施か所数
47,773 人	33 か所

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	51,984 人日	52,617 人日	50,223 人日	48,769 人日	47,453 人日
B 確保方策	51,984 人日	52,617 人日	50,223 人日	48,769 人日	47,453 人日
	33 か所				
B-A	0	0	0	0	0

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる事業です。

〈2018（平成30）年度の利用状況〉

施設の種別・名称等	実施か所数	延べ利用人数
一時預かり	56 か所	10,209 人日
保育所等	53 か所	5,233 人日
スマイル・キッズ	1 か所	1,558 人日
子育て支援・多世代交流センター	2 か所	3,418 人日
ファミリー・サポート・センター（未就学児分）	1 か所	888 人日
トワイライトステイ	2 か所	0 人日
合 計	59 か所	11,097 人日

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	11,746 人日	11,777 人日	11,697 人日	11,629 人日	11,549 人日
B 確保方策	11,746 人日	11,777 人日	11,697 人日	11,629 人日	11,549 人日
保育所等	5,391 人日 58 か所	5,422 人日 59 か所	5,342 人日 59 か所	5,274 人日 59 か所	5,194 人日 59 か所
スマイル・キッズ	1,560 人日 1 か所				
子育て支援・多世代 交流センター	3,880 人日 2 か所				
ファミリー・サポー ト・センター	900 人日 1 か所				
トワイライトステイ	15 人日 2 か所				
B-A	0	0	0	0	0

(3) 病児保育事業, ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)

病気あるいは病気回復期などのため、保育所等での集団保育が困難な児童を預かる事業です。民間保育所等が実施する病児・病後児保育とファミリー・サポート・センターが実施する事業があります。

〈2018 (平成 30) 年度の実施状況〉

種 別	実施か所数	延べ利用人数
病児保育事業	7か所	728 人日
ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	1か所	83 人日
合 計	8か所	811 人日

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	1,070 人日	1,150 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
B 確保方策	1,070 人日	1,150 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
	10 か所	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所
病児保育事業	970 人日	1,050 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日
	9か所	10 か所	11 か所	11 か所	11 か所
ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	100 人日				
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B-A	0	0	0	0	0

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学児対象】）

ファミリー・サポート・センターが実施する事業のうち、就学児を対象に学童クラブや習い事への送迎等を行う事業です。

〈2018（平成30）年度の実施状況〉

延べ利用人数
2,399 人日

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	2,760 人日				
B 確保方策	2,760 人日				
B-A	0	0	0	0	0

※ 事業の周知等により、協力会員の確保と利用会員の増加に努めます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、育児疲れなどにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等において、子どもを預かる事業です。

〈2018（平成30）年度の利用状況〉

延べ利用日数	実人数	実施か所数
611 人日	44 人	5 か所

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	600 人日				
B 確保方策	600 人日				
	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
B-A	0	0	0	0	0

※ 引き続き5か所に事業を委託し、円滑な受入れに努めます。

(6) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行う（基本型・特定型）ほか、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する（母子保健型）事業です。

〈2018（平成30）年度の状況〉

実施か所数
2か所

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B 確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B-A	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設、保育所、認定こども園等に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〈2018（平成30）年度の利用状況〉

施設の種別・名称	実施か所数	延べ利用人数
子育て支援・多世代交流センター	2か所	7,454人回
ぽかぽかつどいの広場	1か所	535人回
民間保育所、認定こども園	8か所	1,651人回
市立保育所	4か所	494人回
合 計	15か所	10,134人回

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	10,200人回	10,800人回	11,400人回	12,000人回	12,000人回
確保方策	17か所	18か所	19か所	20か所	20か所

(8) — 1 妊婦健康診査事業

妊婦を対象とした定期的な健康診査で、妊婦健康診査費用（14 回分）を助成する事業です。

〈2018（平成 30）年度の実施状況〉

延べ対象者数	延べ受診者数
34,331 人	27,747 人

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み (延べ人数)	32,115 人	31,465 人	30,945 人	30,425 人	29,905 人
確保方策 (実施体制・実施機関)	直営 地域保健課				

※ 対象となる方が全員受診されるように、受診の勧奨に努めます。

(8) — 2 産婦健康診査事業

産婦を対象とした健康診査で、産後2週間及び1か月の2回、産婦健康診査費用を助成し、産後うつ等のリスクを早期に把握し、支援に繋げる事業です。

〈2018（平成 30）年度の実施状況〉

延べ対象者数	延べ受診者数
4,153 人	3,468 人

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み (延べ人数)	4,566 人	4,476 人	4,390 人	4,316 人	4,250 人
確保方策 (実施体制・実施機関)	直営 地域保健課				

※ 対象となる方が全員受診されるように、受診の勧奨に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行う事業です。

〈2018（平成30）年度の実施状況〉

訪問実人数	実施率
2,063 人	92.8%

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	2,283 人	2,238 人	2,195 人	2,158 人	2,125 人
確保方策 (実施体制・実施機関)	2,283 人	2,238 人	2,195 人	2,158 人	2,125 人
	直営 地域保健課				

※ 全戸訪問（100%）を目標とします。

(10) 養育支援訪問事業

育児支援が必要な家庭を対象に、定期的に子育てアドバイザーが訪問し、相談、助言を行う事業です。

〈2018（平成30）年度の実施状況〉

訪問実人数
20人

■「量の見込み」と「確保方策」

○養育支援訪問事業

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策 (実施体制・実施機関)	30人	30人	30人	30人	30人
直営 地域保健課					

※ 育児支援が必要な家庭に適切な対応が図られるよう、実施体制の強化を図ります。

○子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

※ 児童相談所、警察署、病院等の関係機関との連携、情報の共有等により、要保護児童等に対する支援体制を強化するとともに、職員の専門性の向上を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（小学校に就学している児童）に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。本市では、この事業を開放学級及び学童クラブで実施します。

〈2019（令和元）年度の状況（5月1日現在）〉

	実施か所数	登録児童数
開放学級	67 か所	3,420 人
学童クラブ	19 か所	870 人
計	86 か所	4,290 人

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
A量の見込み	4,454 人	4,440 人	4,538 人	4,636 人	4,742 人
B 確保方策	4,514 人	4,666 人	4,666 人	4,706 人	4,762 人
	90 か所	93 か所	93 か所	94 か所	95 か所
B-A	60 人	226 人	128 人	70 人	20 人

※ 保護者が昼間労働等で家庭にいない小学生のうち、希望者が計画期間内に全員利用できる環境を整備するため、施設の新設や余裕教室の有効活用等による、「開放学級」の拡充や、「学童クラブ」の参入を促進します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈2018（平成30）年度の実施状況〉

補足給付対象者数
58人

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、事業実施に関する相談や手続きに関する支援等を行い、多様な事業者の新規参入を促進する事業です。

〈2018（平成30）年度末までの実施状況〉

保育所等の開設数
小規模保育事業3か所(株式会社2, 有限会社1)

■ 「量の見込み」と「確保方策」

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

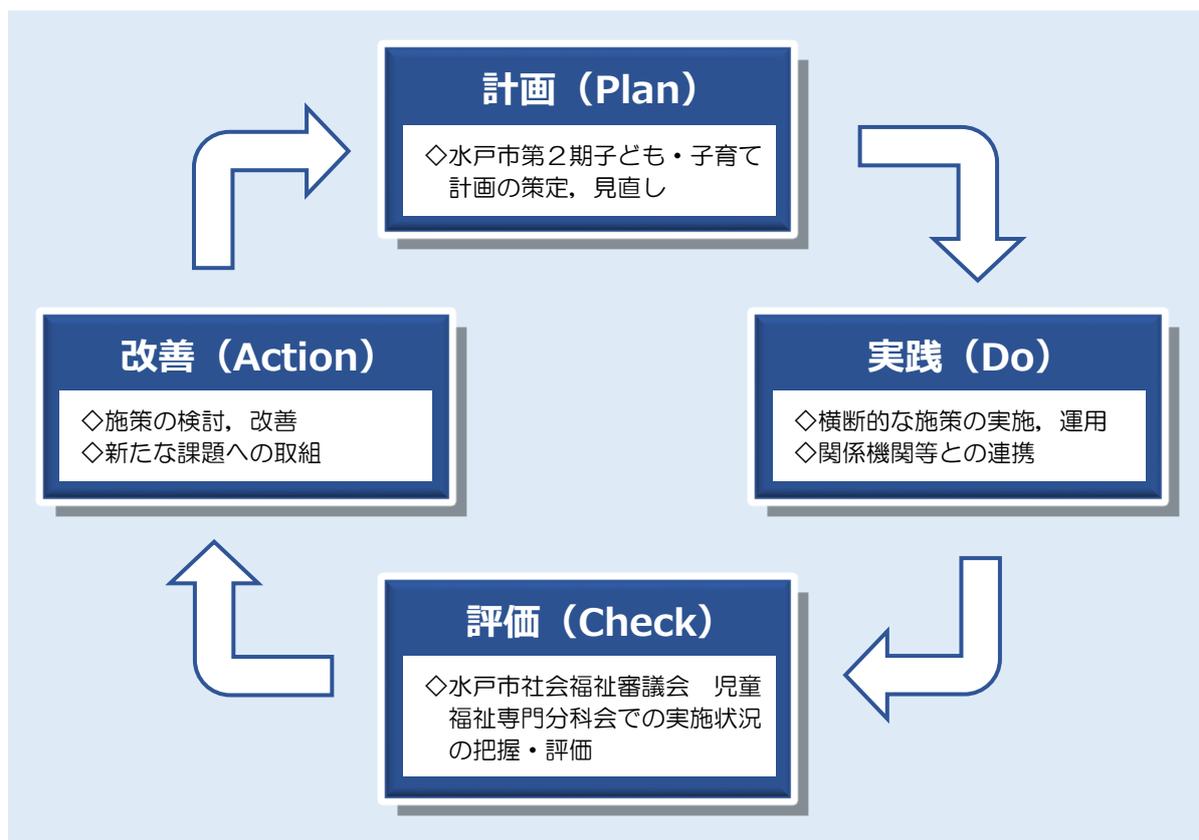
第6章 推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画では、安心して子どもを生み、育てることができるまちの実現のため、社会全体で子どもを育てることとしています。そのため、市の関係各課、関係機関等が、子育てに関する横断的な施策に取り組むとともに、子ども・子育てに係る関係者、関係団体等と連携し、本計画を推進していくものとします。

第2節 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。



【図 19 PDCAサイクルの概念図】

資料編

1. SDGsとの関連について

本計画は、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもたちの未来が輝くものとなるよう、様々な支援策を講じるものです。誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsにおいては、以下の開発目標が該当します。



【参考 17の持続可能な開発目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、ニーズ調査、関係団体に対するヒアリング、市民を対象とした意見公募など、市民参加の機会の確保を図りました。また、関係機関や関係団体、学識経験者など幅広い委員で構成される会議における審議や、市の関係各課における検討により、計画策定を行いました。

(1) 市民参加

① 子ども・子育て会議

関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する水戸市子ども・子育て会議を開催し、計画内容等の審議を行いました。

② ニーズ調査

就学前児童の保護者、小学生の保護者及び一般市民を対象に調査を実施し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、保護者の利用希望を把握しました。

③ 団体からのヒアリング

子育て関係団体からヒアリングを行いました。

④ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施しました。

(2) 庁内組織

① 水戸市子ども・子育て推進本部

計画に係る重要事項について審議し、意見公募手続にかかる計画（素案）、計画を決定しました。

② 水戸市子ども・子育て検討部会

計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行いました。

3. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成30年12月25日 ～平成31年1月21日	<p>■市民ニーズ調査</p> <p>(1) 就学前児童の保護者 (配布 2,000 件/回収 784 件/回収率 39.2%)</p> <p>(2) 小学生の保護者 (配布 2,000 件/回収 843 件/回収率 42.2%)</p> <p>(3) 一般市民 (配布 1,000 件/回収 288 件/回収率 28.8%)</p>
2月26日	<p>■平成30年度 第2回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定について ・市民ニーズ調査(速報値)について
4月25日	<p>■平成31年度 第1回子ども・子育て検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画策定基本方針(案)について
令和元年5月27日	<p>■令和元年度 第1回子ども・子育て推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画策定基本方針(案)について
7月3日	<p>■令和元年度 第1回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問) ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画策定基本方針について ・市民ニーズ調査の結果及び統計情報について ・水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について
8月23日	<p>■関係団体ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児教育・保育の総合的な推進, 保育の量的拡大・確保について ・総合的な放課後児童対策の推進について ・地域子ども・子育て支援事業の充実について ・社会全体で子どもと子育てを支える環境づくりについて
8月28日	<p>■子ども・子育て検討部会一部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体ヒアリング結果について ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について

年 月 日	内 容
9月25日	<p>■令和元年度 第2回子ども・子育て検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
10月8日	<p>■令和元年度 第2回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
11月13日	<p>■子ども・子育て検討部会一部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
11月15日	<p>■令和元年度 第3回子ども・子育て検討部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
11月26日	<p>■令和元年度 第3回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月25日	<p>■令和元年度 第2回子ども・子育て推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年1月9日 ～2月7日	<p>■意見公募手続（パブリックコメント手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2月27日	<p>■令和元年度 第4回子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定について ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・答申（案）について ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）
3月26日	<p>■令和元年度 第3回子ども・子育て推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について

4. 水戸市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

水戸市条例第 35 号

(設置)

第 1 条 本市における子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援その他の子育て環境の整備（以下「子育て環境の整備」という。）に関する施策及び少子対策を総合的に推進するため、水戸市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の子育て環境の整備に係る計画に関する事
- (4) 子育て環境の整備に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事
- (5) 少子対策の総合的な検討並びに少子対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て環境の整備及び少子対策について必要と認める事項に関する事

(組織)

第 3 条 会議は、市民、関係行政機関の職員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議に、特別の事項に係る調査及び研究(以下「調査等」という。)をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会議に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年9月27日までの間における委員の数については、第3条中「20人」とあるのは、「22人」とする。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水戸市子ども対策検討委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は、第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

4 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員及びこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年9月27日までとする。

(水戸市子どもにやさしい街づくり推進会議条例の廃止)

5 水戸市子どもにやさしい街づくり推進会議条例(平成7年水戸市条例第30号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年水戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中子どもにやさしい街づくり推進会議の委員の項を削り、「子ども対策検討委員会」を「子ども・子育て会議」に改める。

5. 水戸市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年7月3日以降, 敬称略, 順不同)

区分	氏名	所属団体等	備考
市民	前田 規子	一般 公 募	
	山口 朋子	一般 公 募	
関係行政機関	俵田 憲諭	茨城労働局雇用環境・均等室	
関係団体役職員	青木 かを里	水戸市医師会	副会長
	飯田 康一	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	旧委員
	笹沼 慎一	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	
	薄井 優	茨城県経営者協会水戸地区支部	
	大場 優佳	水戸市国公立幼稚園 PTA 連絡協議会	
	岡田 澄子	水戸市民間保育園園長会	
	鬼澤 真寿	水戸市学校長会	
	加瀬 豊	連合茨城中央地域協議会	旧委員
	小野瀬 悠太	連合茨城中央地域協議会	
	齊藤 恵	NPO 法人子育て応援・ペンギンくらぶ	
	嶋田 英輔	水戸市保育所父母の会連絡協議会	
	杉下 赫子	水戸市民生委員児童委員連合協議会	旧委員
	坂口 しづ子	水戸市民生委員児童委員連合協議会	
	田上 恵子	水戸市保健推進員連絡協議会	
	松村 多美恵	水戸市私立幼稚園協会	
	吉原 隆智	水戸商工会議所青年部	
学識経験者	佐藤 裕紀子	茨城大学教育学部	
	水口 進	常磐大学人間科学部	会長
	後藤 通子	水戸市議会	
	綿引 健	水戸市議会	

6. 水戸市子ども・子育て推進本部名簿

役職	職名	氏名	備考
委員長	市長	高橋 靖	
副委員長	副市長	田尻 充	
副委員長	副市長	秋葉 宗志	
委員	教育長	本多 清峰 志田 晴美	令和元年10月4日まで 令和元年12月27日から
委員	市長公室長	武田 秀	
委員	総務部長	荒井 宰	
委員	財務部長	園部 孝雄	
委員	市民協働部長	鈴木 吉昭	
委員	生活環境部長	川上 幸一	
委員	保健福祉部長	大曾根 明子	
委員	産業経済部長	小田木 健治	
委員	建設部長	渡邊 雅之	
委員	都市計画部長	高橋 涼	
委員	教育部長	増子 孝伸	

7. 諮問・答申

(1) 諮問

子ども諮問第1号
令和元年7月3日

水戸市子ども・子育て会議 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

本市では、「水戸市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年に策定し、子どもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、子育て支援の充実や子育てしやすい環境づくりを進めているところであります。

今日の多様化する子育て世代のニーズや社会情勢の変化等に対応しながら、安心して子どもを生み、育てることができるまちを実現するため、「水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定について、貴会議の御意見を賜りたく、水戸市子ども・子育て会議条例第2条第3号の規定に基づき、諮問いたします。

(2) 答申

子ども答申 第1号
令和2年2月27日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市子ども・子育て会議
会長 水口 進

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和元年7月3日付け子ども諮問第1号により諮問のありました、水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、当会議において十分な審議を重ねた結果、下記の通り答申いたします。

この答申に基づき、本計画を着実に実施することにより、「安心して子どもを産み育てられるまち・水戸～すべての子どもたちが輝く未来のために～」の実現に向け、十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 待機児童ゼロの達成と継続に向け、計画的に保育の受け皿を拡大するとともに、保育士の育成・確保に努め、質の高い幼児教育・保育環境の充実を図ること。
- 2 子どもたちが放課後等を安全に過ごしながらか、多様な活動を通し、心豊かに成長できるよう、放課後児童健全育成事業等を推進すること。
- 3 安心して子育てができるよう、多様化する市民ニーズを捉え、地域子ども・子育て支援事業をはじめとする、子育て支援サービスの充実を図ること。
- 4 妊産婦を心身ともに支えるとともに、乳幼児が健やかに育まれるよう、妊娠、出産、育児における切れ目ない支援を提供すること。
- 5 児童虐待防止対策の強化や子どもの貧困対策の推進、発達に不安を抱える子どもへの支援の充実など、社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境を整えること。

8. 用語解説

行	用語	解説
力行	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）で保育を行う事業（対象年齢0～2歳）。
	外国につながる子ども	海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど。
	教育・保育施設	幼稚園，保育所，認定こども園。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児の自宅で家庭的保育者による保育を行う事業（対象年齢0～2歳）。
	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。
サ行	事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どものと地域の子どもと一緒に保育する事業（対象年齢0～2歳）。
	次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けされたことにより、任意の策定となった。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に、2005（平成17）年に施行された10年間の時限立法。2015（平成27）年から、さらに10年間延長された。
	施設型給付	幼稚園，保育所，認定こども園を通じた共通の給付で、国が算定した費用の額（公定価格）から、国の限度以内で市町村が定める額（利用者負担額）を差引いた額。 給付の額は、利用時間により1人ずつ算出され、各施設は国・都道府県負担分と併せて、市町村から代理受領する。
	施設等利用給付	3歳児から5歳児及び市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児が、認可外保育施設（企業主導型保育事業であるものを除く。）を利用した場合に受けられる給付。
タ行	小規模保育事業	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業（対象年齢0～2歳）。
	地域型保育給付	地域型保育事業に共通の給付で、国が算定した費用の額（公定価格）から、国の限度以内で市町村が定める額（利用者負担額）を差引いた額。 給付の額は、利用時間により1人ずつ算出され、各施設は国・都道府県負担分と併せて、市町村から代理受領する。
ナ行	地域型保育事業	家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、市町村が事業を認可する。
	認定こども園	認定こども園法に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

行	用語	解説
八行	ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、会員同士の相互援助活動の連絡、調整を行う事業。
	保育所	児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気等で、保育を必要とする乳児・幼児を自宅から通わせて保育を行う施設。
	放課後子ども総合プラン	すべての児童が放課後等を安全で安心できる環境で過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を指すもの。
	放課後児童健全育成事業	保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を与える事業。
	母子保健計画	市町村が策定する、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画。
ヤ行	幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児にふさわしい環境の中で、幼児の健やかな成長を促すことを目的に教育を行う学校。 保護者の就労状況にかかわらず、幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を有している。
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期対応や関係機関の連携を強化するため、保護や支援が必要な児童、保護者又は妊婦に関する必要な情報の交換や、支援の内容について協議する機関。

水戸市第2期子ども・子育て支援事業計画

— みた・すくすくプラン —

【令和2年度～令和6年度】

2020（令和2）年7月発行

発 行：水戸市

編 集：水戸市福祉部子ども課

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1

TEL：029-224-1111

URL：<https://www.city.mito.lg.jp/>